

# 第3次東根市地域福祉計画(案)

(令和8年度～令和12年度)

令和8年 月

東根市

## 目 次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画策定の背景および趣旨.....	1
第2節 計画の位置付け.....	2
第3節 他計画との関連.....	3
第4節 計画の期間.....	4
第5節 計画策定の方法.....	4
第6節 SDGsとの関連.....	4
<b>第2章 地域の福祉を取り巻く現状と課題</b> .....	<b>5</b>
第1節 東根市の現状.....	5
第2節 第2次計画における取組の成果.....	16
第3節 アンケート調査の結果.....	22
第4節 今後の課題.....	27
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>29</b>
第1節 基本理念.....	29
第2節 基本目標.....	29
第3節 計画の体系.....	32
<b>第4章 施策推進の取り組み</b> .....	<b>33</b>
第1節 基本目標1 暮らしを支える体制づくり.....	33
1 多様化するニーズに対応した福祉サービスの充実	
2 わかりやすい福祉情報の提供	
3 包括的支援体制の整備	
4 権利擁護の推進（東根市成年後見制度利用促進基本計画）	
第2節 基本目標2 地域福祉を支え、助け合う人づくり.....	40
1 地域福祉の意識づくりと地域福祉活動の参加促進	
2 市民活動団体、ボランティア団地の活動支援	
3 地域における担い手づくり	

第3節 基本目標3 つながり支え合う地域づくり	43
1 地域住民が集う交流や活動の場づくり	
2 地域で支え合うネットワークづくり	
3 地域で支え見守るしくみづくり	
第4節 基本目標4 安全・安心に暮らせる環境づくり	48
1 災害時に対応できる支え合いの体制づくり	
2 地域と連携した交通安全および防犯の推進	
3 再犯防止の推進（東根市再犯防止推進計画）	
4 外出しやすく、思いやりのある地域づくり	
<b>第5章 計画の推進に向けて</b>	<b>55</b>
第1節 計画の推進体制	55
1 市民の役割	
2 地域の役割	
3 福祉事業者・団体の役割	
4 社会福祉協議会の役割	
5 行政の役割	
第2節 計画の周知	56
第3節 計画の実施状況の点検・評価・見直し	56
<b>第6章 資料編</b>	<b>58</b>
第1節 アンケート調査の結果	59
第2節 東根市地域福祉計画策定委員会設置要綱	82
第3節 東根市地域福祉計画策定委員会名簿	84

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景および趣旨

全国的に人口の減少と少子高齢化が進行する中、核家族や一人暮らし世帯の増加、価値観の多様化、働き方やライフスタイルの変化などにより、家族間や地域とのつながりが希薄化し、社会的孤立につながっていくことが懸念されています。

福祉においては、高齢者や障がい者、こどもなど既存の福祉サービスや制度だけでは対応しきれない、多様化・複雑化した福祉ニーズが見られるようになり、ひきこもりや生活困窮者の増加、虐待、ダブルケア※、8050問題※、ヤングケアラー※など、さまざまな状況が絡み合う、制度の狭間にある課題への対応が増えています。そのため、多職種・他機関が連携してこれらの課題の解決にあたる体制の整備が必要となっています。

このような中、国においては、制度や分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」といった関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進しています。

山形県においても「山形県地域福祉支援計画」を策定し、「互いに支え合いながら、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創る山形県の実現」を理念（目標）としてその実現に向けた取り組みを進めています。

本市では、令和3年3月に「第2次東根市地域福祉計画」を策定し、「支え合いの声が行き交い、みんなで築く地域福祉のまち」を基本理念として、地域共生社会の実現を目指し地域の様々な課題解決に取り組んできました。しかし、本市を取り巻く社会環境と市民の生活環境は今後も変化し続けることから、公的支援とともに高齢者や障がい者、こどもなどを含めた世代や背景の異なる全ての地域住民が、お互いに配慮し、存在を認め合い、ともに支え合うことが重要となっています。

こうした背景を踏まえ、これまでの取り組みの成果や市民の生活実態と意向を把握しながら、今後の本市の地域福祉を方向付ける「第3次東根市地域福祉計画」を新たに策定し、地域共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。

---

※ダブルケア…育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に引き受けること。

※8050問題…「80」代の親が「50」代のこどもの生活を支えること。

※ヤングケアラー…家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと。

## 2 計画の位置付け

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が、地域福祉を推進していくための理念、基本的考え方及び総合的な方向性を示す計画として策定します。

また、平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用促進に関する法律」において、市町村は国の成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることが求められています。さらに、平成28年12月「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立・施行され、市町村は国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めることとされています。

本計画は、地域に暮らす一人ひとりの尊厳を守り、安全安心な暮らしを支える環境づくりや犯罪をした人などを孤立させることなく、必要な支援につなげることができるよう社会体制を推進するため、「東根市成年後見制度利用促進基本計画」及び「東根市再犯防止推進計画」を包含した計画として位置づけ、施策を推進していきます。

### 社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

### 成年後見制度利用促進法（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 再犯防止推進法（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

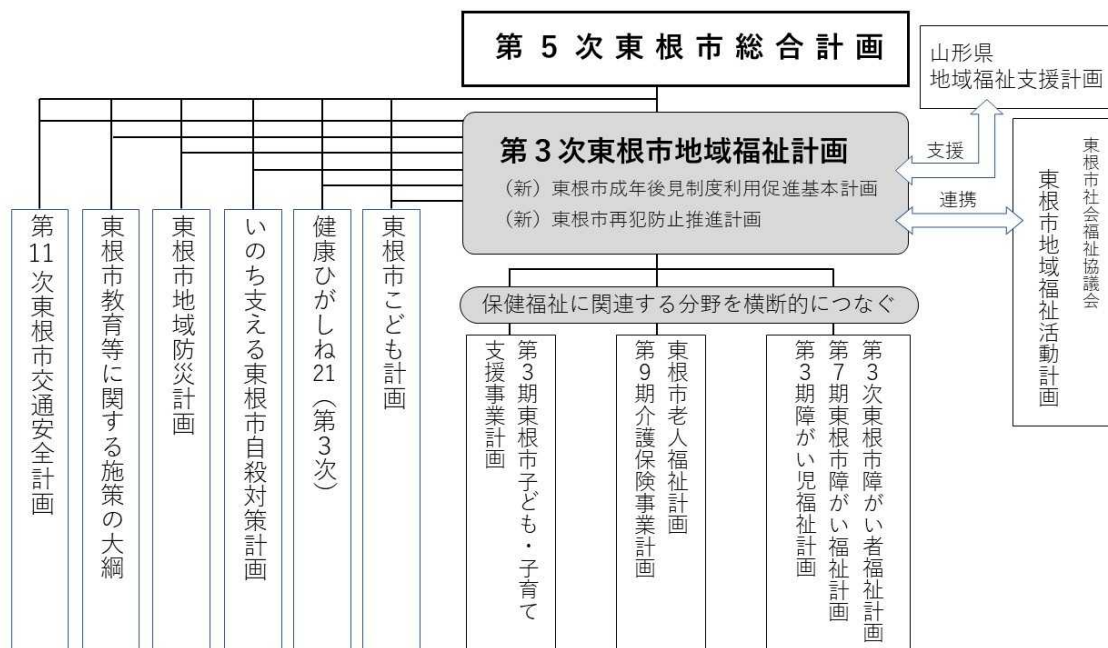
2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

## 3 他計画との関連

本計画は、市政運営の基本方針を定めた「第5次東根市総合計画」を上位計画とし、社会福祉法の規定に基づき、本市の福祉分野における個別計画の上位計画として、共有すべき地域共生社会の理念について掲げるものとします。本計画において、関連する各個別計画における共通して取り組むべき事項を記載し、地域福祉の基本理念を共有することで、それらを横断的につなぎ、整合性や連携を図りながら、地域福祉の充実を目指します。

なお、分野ごとの施策については、個別計画に基づき取り組んでいきます。

また、東根市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が地域住民や行政、福祉団体などと連携して取り組む具体的な地域福祉活動を定めたものです。東根市と東根市社会福祉協議会は、車の両輪のように連動しながら、相互に連携、補完・補強し合い、地域福祉を推進していきます。



## 4 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

ただし、国、県などの動向を踏まえ、また社会情勢の変化や関係法令の改正、関連計画との調整などを考慮して、必要に応じ見直しを行います。

## 5 計画策定の方法

本計画の策定の方法は、地域福祉に識見を有する人のほか、行政区の代表者、保健・介護・教育の関係者、民生委員・児童委員、保護司、NPOやボランティア活動の実践者などで構成する「東根市地域福祉計画策定委員会」を組織、開催し、各委員の立場・視点から意見をいただきました。

また、地域のさまざまな生活課題の把握や住民の幅広い意見の反映については、住民1,000人を対象としたアンケート調査を実施し、その調査結果を分析し活用しました。

計画策定の過程において、計画案に対し、意見の一般募集（パブリックコメント）を実施しました。

## 6 SDGsとの関連

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が採択されました。誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指し、令和12（2030）年までに達成すべき、貧困や格差の解消、教育など基本ニーズの充足、産業と技術革新、地球環境の保全などに関わる17の目標が掲げられています。

SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない社会」の実現は、地域共生社会の実現にもつながるものであることから、本計画では、SDGsの視点を持って取り組みを推進します。



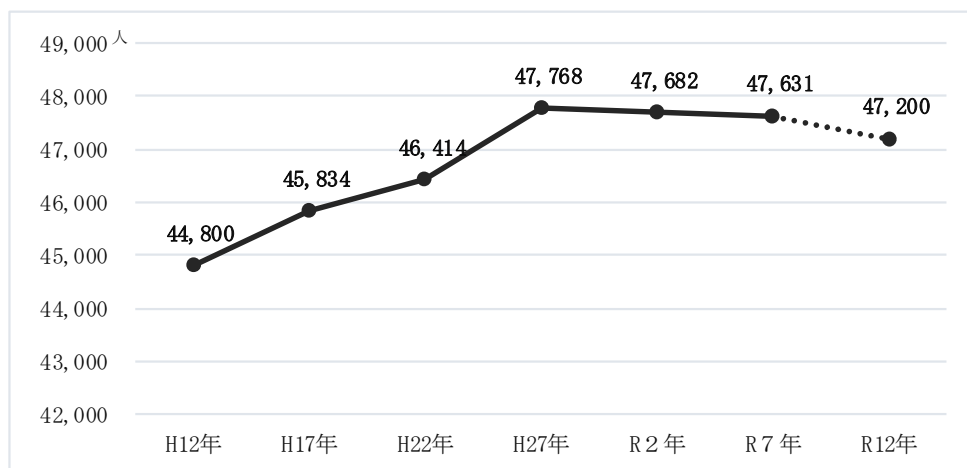
（資料）国際連合広報センター

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

### 1 東根市の現状

#### (1)人口の推移

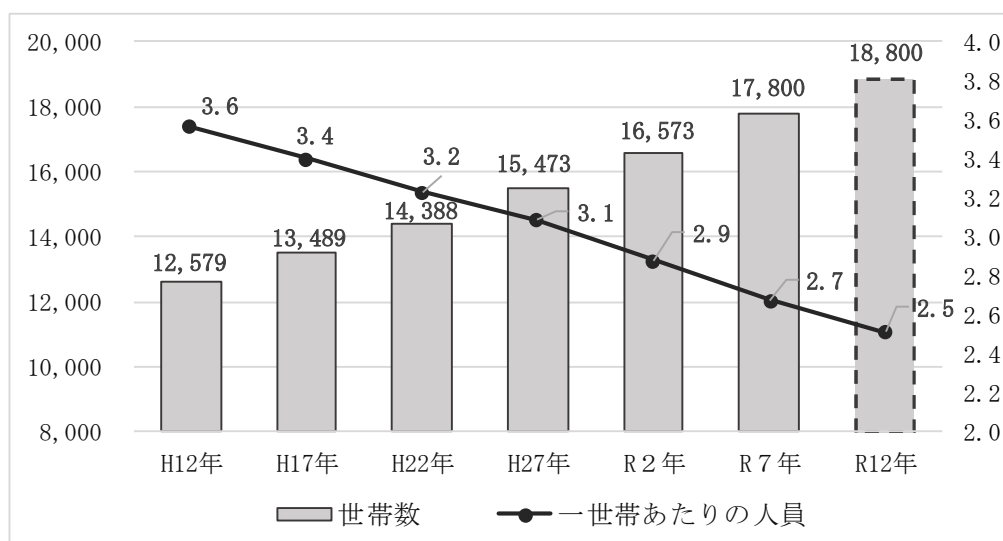
東根市の人口は、平成27年までは増加していましたが、近年は横ばい傾向で推移しており、今後は減少していくことが推計されています。



(資料) H12年～R2年：国勢調査、 R7年～R12年：第5次東根市総合計画後期基本計画

#### (2)世帯数と一世帯あたりの人口の推移

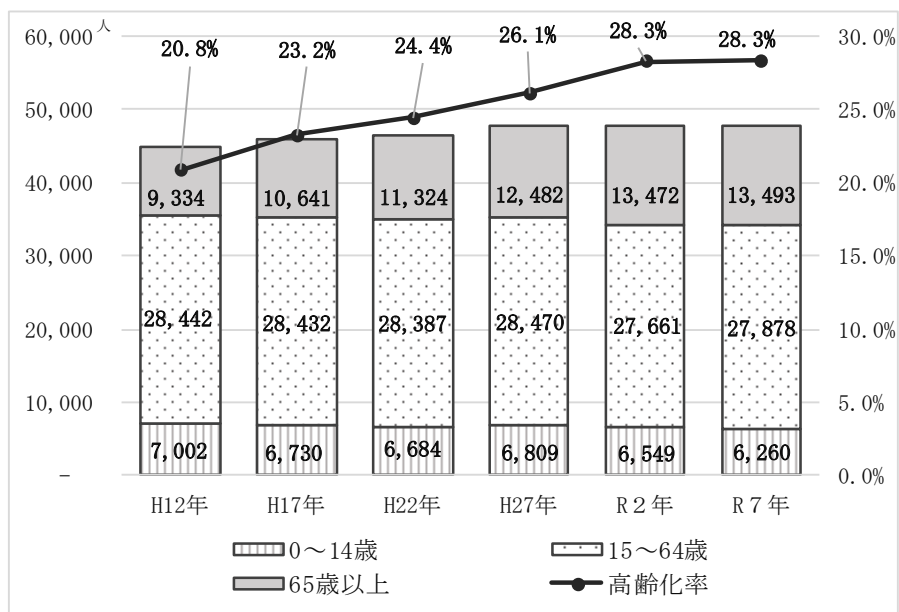
世帯数は年々増加している一方、一世帯あたりの人口（世帯員の人数）は減少しています。この状況は、令和7年以降も続くことが推計されており、単身世帯の増加や核家族化が進行していることがうかがえます。



(資料) H12年～R2年：国勢調査、 R7年～R12年：第5次東根市総合計画後期基本計画

### (3)年齢区分別人口の推移

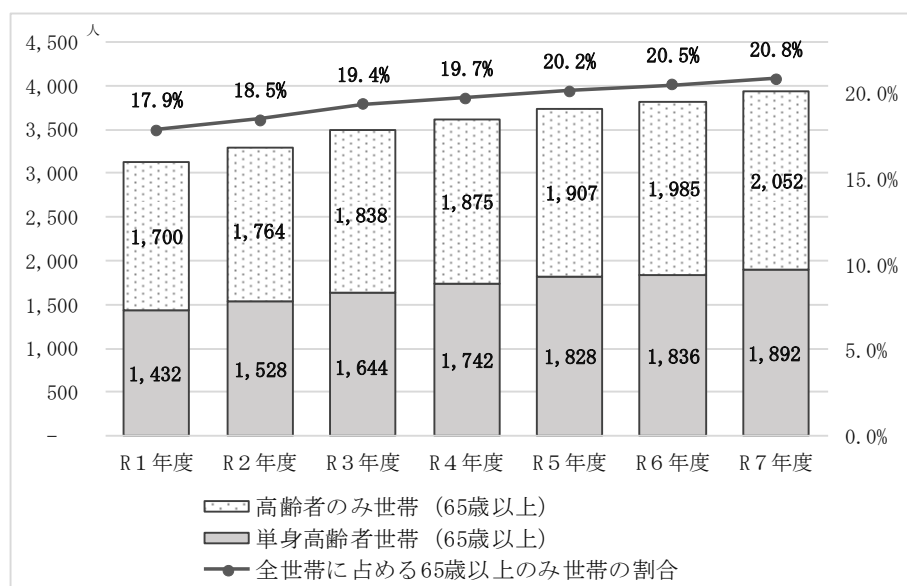
15歳未満の年少人口は緩やかに減少していますが、65歳以上の老年人口は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



(資料) H12年～R2年：国勢調査、 R7年：第5次東根市総合計画後期基本計画

### (4)高齢者世帯数

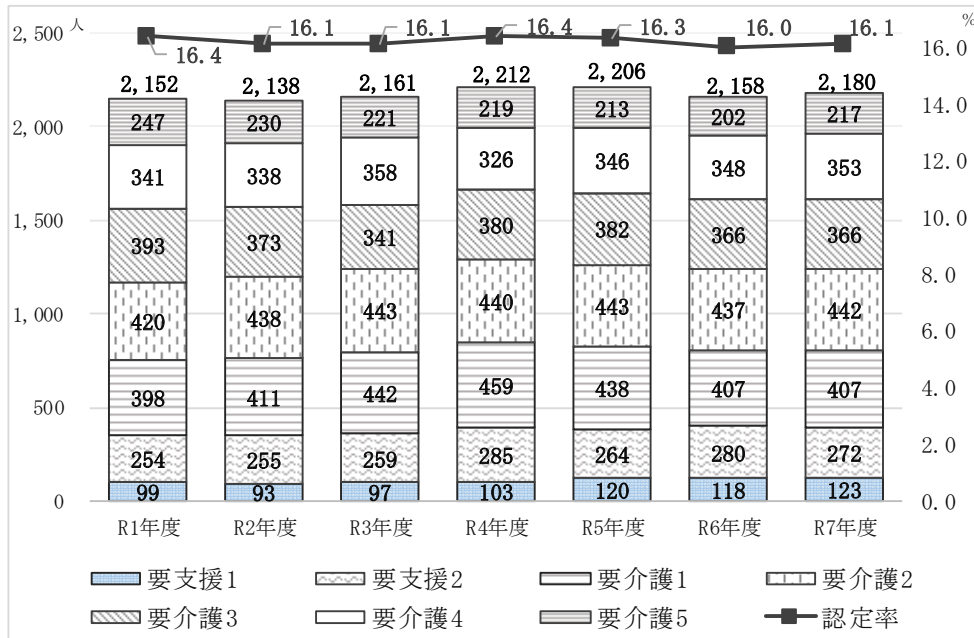
単身高齢者世帯、高齢者のみ世帯、いずれも増加傾向にあります。令和元年度から令和7年度にかけて、単身高齢者世帯は460世帯、高齢者のみ世帯は352世帯増加しており、65歳以上のみ世帯の割合は、2.9ポイント高くなっています。今後は、地域における見守りや支え合い、日常生活における支援の充実がより一層必要となってくることが想定されます。



(資料) 市町村在宅高齢者数等調査、住民基本台帳人口／4月1日現在

## (5)要支援・要介護認定者数

認定者の程度別では、令和元年度から令和7年度にかけて要支援1・2は39人、要介護1・2は30人増加している一方で、要介護3～5は40人減少しています。今後は介護予防や生活支援などの自立した生活を継続するための柔軟なサービスや支援の充実が求められます。



(資料) 福祉の概要／4月1日現在  
R7年：福祉課／9月30日現在

## (6)認知症高齢者数

65歳以上の高齢者に占める、認知症などにより支援を必要とする人の割合は、令和2年度からみると横ばいに推移しており、約1割を占めています。今後は、高齢者数の増加に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれ、判断能力が不十分な人の権利を擁護する成年後見制度の需要が高まることが予想されます。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
高齢者数 (A)	13,228	13,353	13,466	13,455	13,486
認知症自立度Ⅱa以上※ (B)	1,595	1,486	1,352	1,469	1,577
B/A	12.1%	11.1%	10.0%	10.9%	11.7%

(資料) 福祉課／3月31日現在

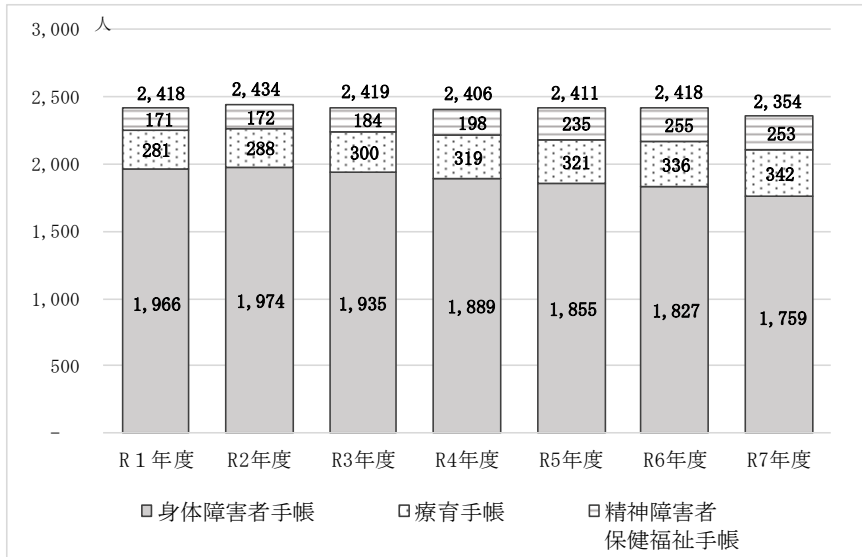
※「認知症自立度Ⅱa以上」とは、日常生活はおおむね自立しているが、すでに認知症に伴う生活上の課題が現れており、支援や見守りが必要になり始めている段階以降をいう。

厚生労働省が定めた、認知症高齢者が日常生活をどの程度自立して送れているかを段階的に示した指標。

- ・「認知症自立度Ⅰ」：日常生活、社会生活にほとんど支障がない状態。
- ・「認知症自立度Ⅱa」：たびたび道に迷う、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等の行動が見られる状態。
- ・「認知症自立度Ⅱb」：服薬管理ができない、同じ話を繰り返すなど家庭内でも症状が見られる状態。
- ・「認知症自立度Ⅲ」：日常生活全般に支障が出ており、介護、継続的支援が不可欠な状態。

## (7) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数

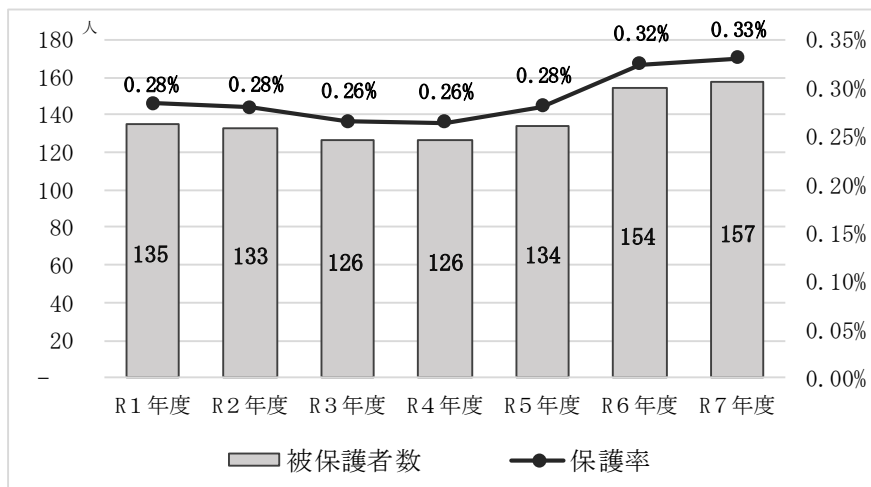
令和7年度の障害者手帳の所有者の合計は2,354人となっています。身体障害者手帳の所持者は令和2年度以降、減少傾向で推移していますが、療育手帳（知的障がい）及び精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加しています。障がいを理由とする不利益な取扱いを受けることのないよう障がいへの理解促進や、障がい者の権利擁護を推進していく必要があります。



(資料) 福祉の概要：R1年度～R6年度／3月31日現在  
R7年度／9月30日現在

## (8) 生活保護法による被保護者数

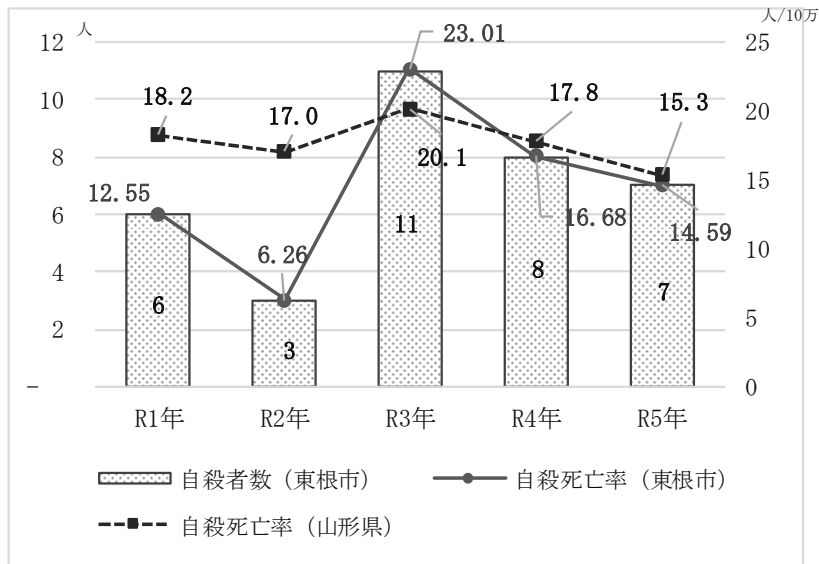
令和7年度における生活保護の状況は、被保護者数157人、保護率0.33%となっています。令和元年度から令和4年度にかけて、被保護者数は減少傾向にありましたが、令和6年度は前年度から20人増え、保護率は0.04ポイント上昇しています。生活保護に至る前段階での相談支援や生活の安定と自立を支援していく必要があります。



(資料) R1～R6年度：福祉の概要／3月31日現在  
R7年度：福祉行政報告例／9月30日現在

### (9)自殺者数と自殺死亡率

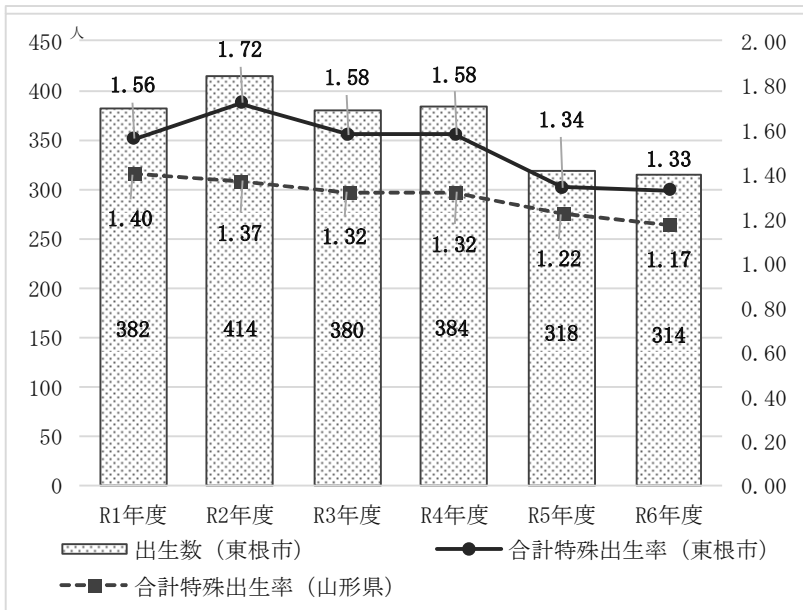
令和元年以降の東根市における自殺者の数は、令和3年の11人が最も多く、令和2年の3人が最も少なくなっています。人口10万人あたりの自殺者数を示す自殺死亡率は、自殺者数が最も多かった令和3年には23.01となっています。悩みを抱える人を早期に把握し適切な支援につなぐために、関係機関が連携した包括的な相談体制の充実が必要です。



(資料) 健康推進課より提供  
自殺統計／自殺日・居住地

### (10)出生数と合計特殊出生率

出生数は令和元年度から令和2年度にかけては増加しましたが、それ以降は減少傾向にあります。合計特殊出生率も下がってきており、令和6年度は1.33となっています。将来的な人口減少や少子高齢化が進行していくことが想定されます。



(資料) 少子化・次世代育成支援対策関係データ集 (山形県) をもとに作成

## (11) ボランティア登録者数

個人及び団体に所属している人の登録者数は、令和2年度から令和3年度にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響による活動する場の縮小から、減少傾向にありました。

令和4年度以降は、一定の回復はあるものの減少前の水準までには至っておらず、登録者数の伸び悩みが課題となっています。令和6年度は、県内で発生した大雨被害によるボランティア支援のために登録する人や団体が多く、増加しています。

		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
個人		26	7	3	3	1	33	5
団体	団体数	41	41	35	37	40	57	37
	登録者数	1,893	1,836	1,745	1,658	1,740	1,624	1,606

(資料) 東根市社会福祉協議会：R1～R6年度／3月31日現在  
R7年度／10月31日現在

## (12) 成年後見制度に関する相談、申立て件数

令和4年度に権利擁護支援の中核機関である「東根市成年後見センター」が設置され、成年後見制度に関する身近な相談窓口として、誰でも気軽に利用できるようになりました。

本市における成年後見制度\*に関する相談件数及び、市長申立て件数は、ともに微増傾向にあり、申立ては全て高齢者が占めています。

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
相談件数		—	—	15	28	28
	延べ回数	—	—	66	81	45
申立て支援件数		—	—	0	0	0
市長申立て件数		0	1	1	6	2

※R4より東根市成年後見センターを設置  
(資料) 福祉課／3月31日現在

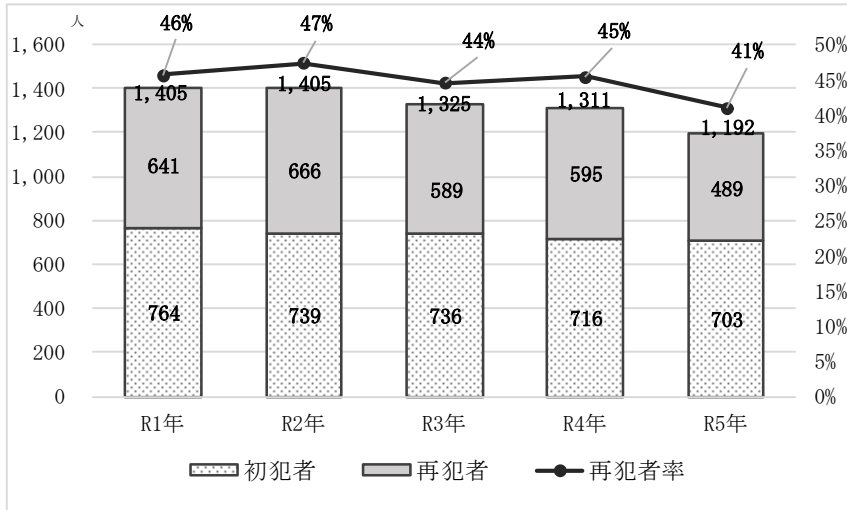
---

※成年後見制度…認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人の自己決定の尊重と本人の保護の調和を図り、権利を守る制度。

### (13) 刑法犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率

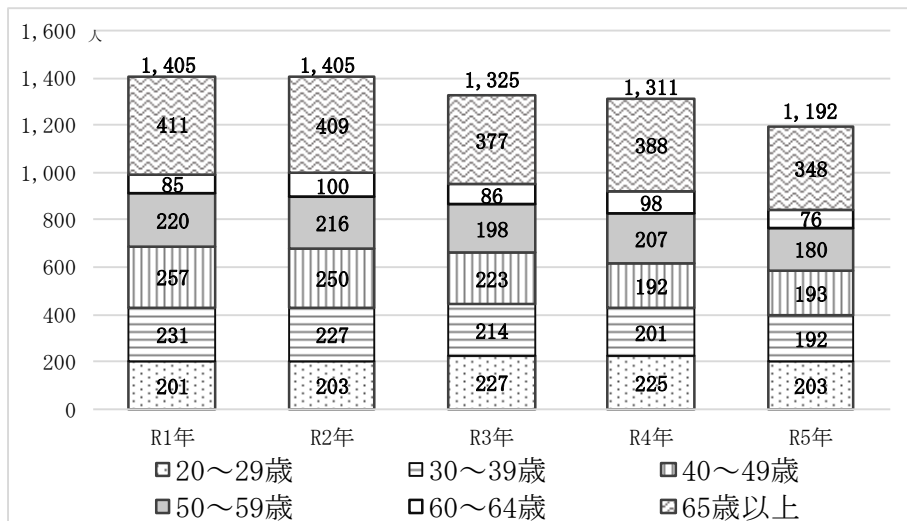
#### 【山形県】

山形県の刑法犯<sup>※</sup>検挙者数<sup>※</sup>における再犯者数<sup>※</sup>は、令和5年は489人で、令和元年からの5年間で152人減少しており、再犯者率<sup>※</sup>は5ポイント減り、41%となっています。



(資料) 東北矯正管区更生支援企画課提供資料をもとに作成

刑法犯検挙者数における犯行時の年齢別では、どの年も65歳以上が最も多くなっています。次いで多いのは、令和2年までは40～49歳でしたが、令和3年以降は20～29歳の若年層に変わってきています。



(資料) 東北矯正管区更生支援企画課提供資料をもとに作成

※刑法犯…刑法、暴力行為等処罰法、組織犯罪処罰法等に規定される罪を犯した者。

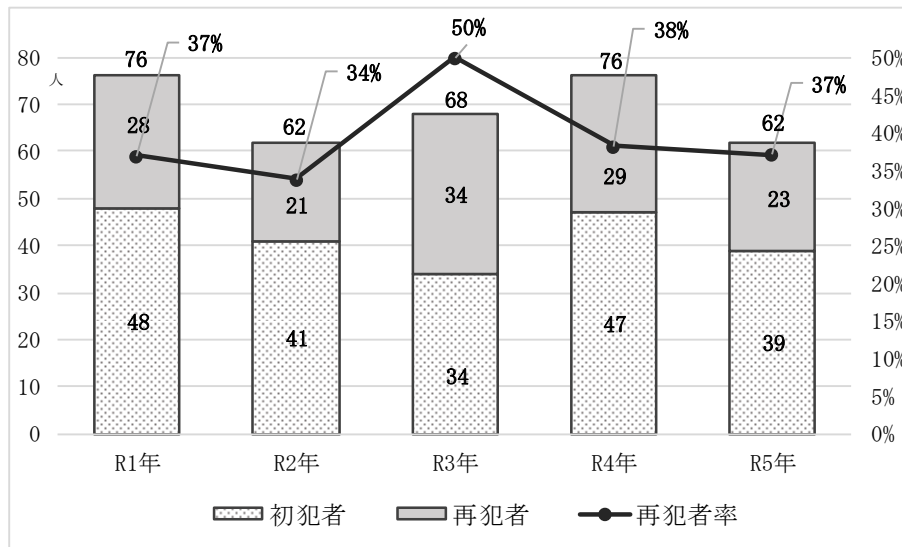
※検挙者数…犯罪の事実が明らかになり、警察などの捜査機関により被疑者として特定された人の数。

※再犯者数…刑法犯により検挙された者のうち、過去に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者の数。

※再犯者率…刑法犯検挙数に占める再犯者の数の比率。

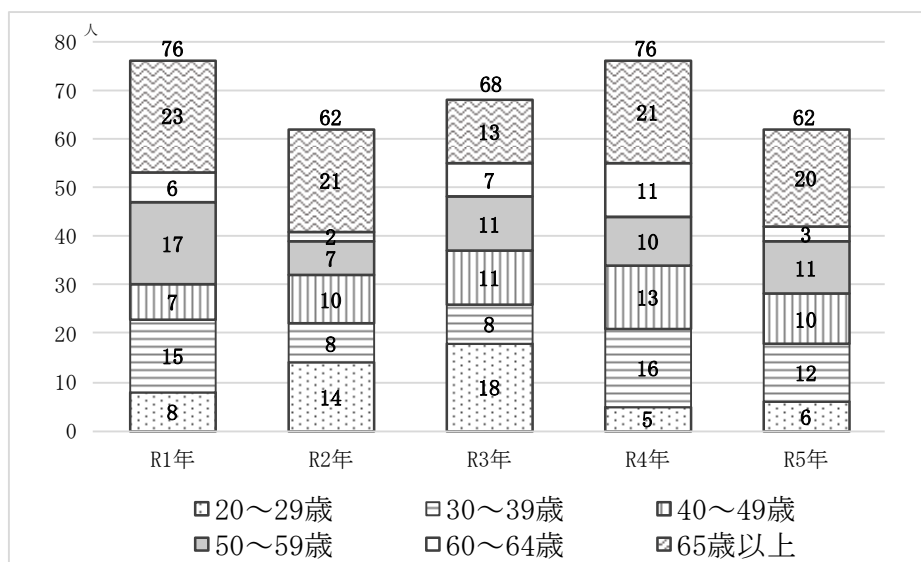
【村山警察署管内】

村山警察署管内の刑法犯検挙者数における再犯者数は、令和5年は23人で、令和元年からの5年間で5人減少していますが、再犯者率は変わらず37%になっています。再犯者数と再犯者率は、ともに増減を繰り返しながら推移しています。



(資料) 東北矯正管区更生支援企画課提供資料をもとに作成

刑法犯検挙者数における犯行時の年齢別では、令和3年を除いて全ての年が、65歳以上が最も多くなっています。令和3年は20～29歳が最も多く、令和4年以降は30～39歳が増加傾向にあります。

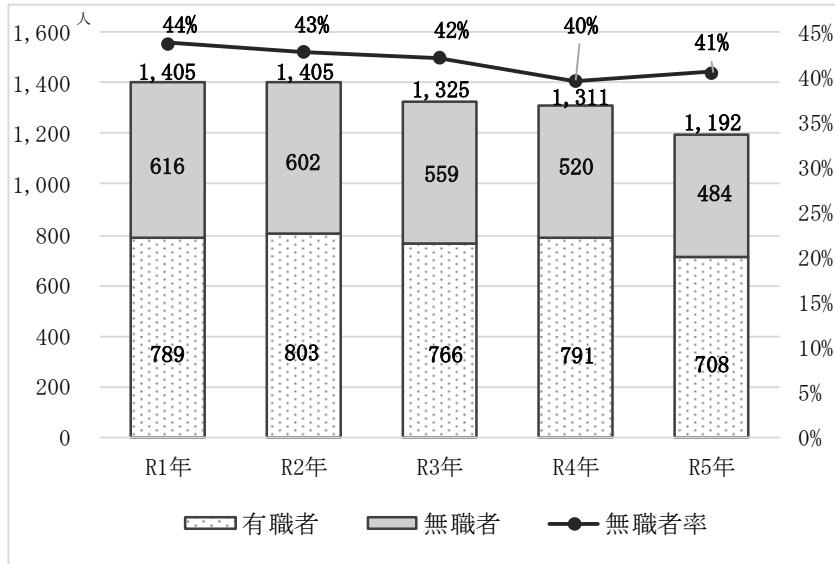


(資料) 東北矯正管区更生支援企画課提供資料をもとに作成

## (14) 刑法犯検挙者数中の犯行時の職業別人員数

### 【山形県】

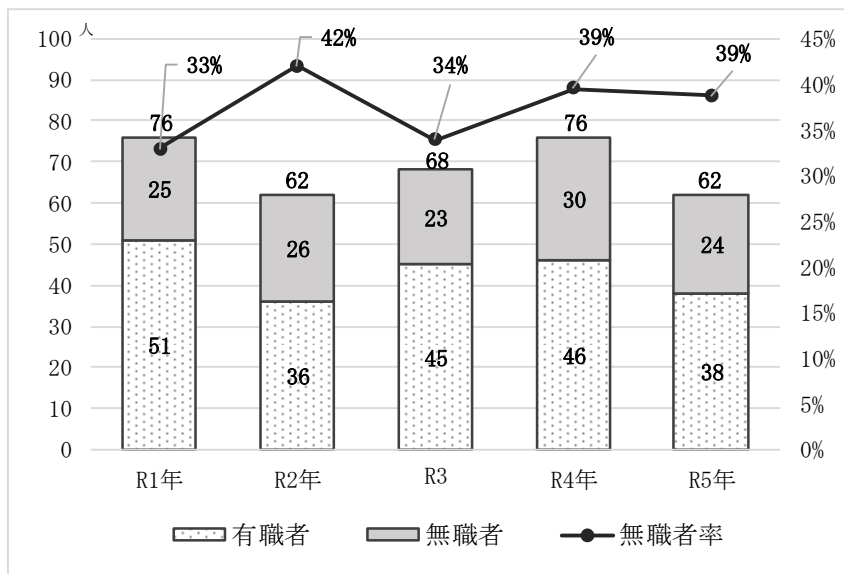
山形県の刑法犯検挙者数を職業別に見ると、どの年代も有職者が占める割合が多くなっています。無職者は、令和元年をピークに年々減少していますが、無職者が占める割合はあまり大きく変わってはいません。



(資料) 東北矯正管区更生支援企画課提供資料をもとに作成

### 【村山警察署管内】

村山警察署管内の刑法犯検挙者数を職業別に見ると、無職者は、令和3年に一時減少しましたが、翌年には最も多くなりました。無職者が占める割合は令和2年に42%と最も高く、令和3年には34%までに下がりましたが、翌年には再び上がっています。



(資料) 東北矯正管区更生支援企画課提供資料をもとに作成

### (15)山形刑務所出所者数における再入所者数

山形刑務所を出所した後、いずれかの刑務所に再度入所した受刑者数をみると、出所後の年数が経過するにつれて、再入率は高くなる傾向が見られます。

犯罪や非行から立ち直ろうとする人が、円滑に社会の一員として復帰し、再び罪を犯してしまうことがないように、安定した生活を送るために必要な支援につなげていくことが重要です。

#### 【再入受刑者数】

	令和元年 出所者数165人		令和2年 出所者数199人		令和3年 出所者数252人		令和4年 出所者数276人	
	受刑者数	再入率	受刑者数	再入率	受刑者数	再入率	受刑者数	再入率
2年以内再入受刑者数	21	12.7%	11	5.5%	12	4.8%	13	4.7%
3年以内再入受刑者数	25 (+4)	15.2%	16 (+5)	8.0%	22 (+10)	8.7%	—	—
4年以内再入受刑者数	31 (+6)	18.8%	23 (+7)	11.6%	—	—	—	—
5年以内再入受刑者数	34 (+3)	20.6%	—	—	—	—	—	—

( ) 内の数字は、上段の受刑者数からの増減を表す

(資料) 東北矯正管区更生支援企画課提供

出所者数は、満期釈放、仮釈放、実刑期終了(一部猶予あり)の合計数

## (16)山形県内の保護司・更生保護女性会員・協力雇用主の状況

令和7年における山形県内の保護司数622人のうち、北村山地区は46人となっています。また、本市の保護司※は17人で北村山地区における割合は37.0%となっています。保護司の数は、令和元年から全体的に横ばいに推移しています。

令和7年における更生保護女性会※員数は、山形県内で1,534人、そのうち本市の会員は63人でその割合は4.1%となっています。山形県内の女性会員数は、年々減少していますが、本市における女性会員数は横ばいに推移しており、令和5年が最も多くなっています。

協力雇用主※は、令和7年の山形県内では428社であり、本市は17社となっています。協力雇用主の件数は、少しずつではありますが増加しています。

		R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
保護司会（人）	山形県	638	628	623	639	635	635	622
	北村山保護区	47	48	48	47	48	49	46
	東根市	17	18	18	17	18	18	17
更生保護女性会員（人）	山形県	1,876	1,821	1,756	1,698	1,661	1,597	1,534
	東根市	69	70	68	67	71	67	63
協力雇用主（社）	山形県	380	391	402	410	416	425	428
	東根市	14	14	15	16	17	17	17

【北村山保護区：村山市、東根市、尾花沢市、大石田町の3市1町で構成。】

（資料）山形保護観察所より情報提供／4月1日時点の現員及び登録者数

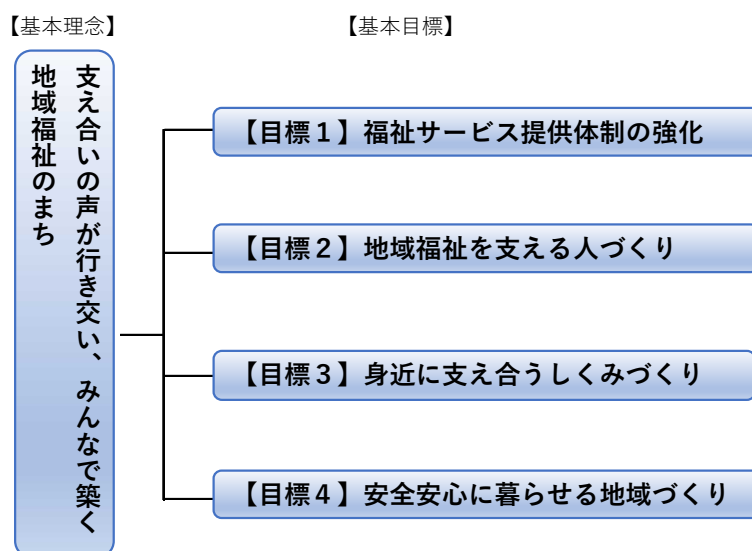
※保護司…保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、犯罪や非行をした者の立ち直りを地域で支えるボランティア。

※更生保護女性会…地域社会の犯罪や非行の未然防止のための啓発活動や、青少年の健全育成、罪を犯した者や非行のある少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。

※協力雇用主…犯罪や非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者などを、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支援する事業主。

## 2 第2次計画における取組の成果

令和3年度から令和7年度までを計画期間とする第2次東根市地域福祉計画では、「支え合いの声が行き交い、みんなで築く地域福祉のまち」を基本理念とし、その実現に向け、4つの基本目標を設定して、各種施策に取り組みました。



### 【基本目標1】福祉サービス提供体制の強化

#### (1)福祉サービスの充実と質の向上

##### 【主な取組】

- ・福祉サービス事業所、薬剤師、理学療法士などで構成する「北村山医療介護連携推進会議」や、北村山地区の障がい福祉サービス事業所、自治体、東根市社会福祉協議会などで構成する「北村山自立支援協議会」において、情報交換やニーズや地域の実情などに関する意見交換を行い、相互の理解を深めることで連携を強化しました。
- ・各種計画策定の時期をとらえた、関係機関や利用者などの意見交換を行い、サービスの質の向上や充実につなげました。
- ・介護職員の資格取得のための研修費の助成や外国人介護人材の活用などの先進事例の情報提供を行い、福祉サービス事業所の人材育成と確保に向けた支援を行いました。
- ・令和5年度より「保健事業と介護予防の一体的実施事業」を行い、フレイル<sup>※</sup>予防の普及啓発や、必要な人へのサービス利用を勧奨するなど、保健・医療分野との連携体制を整備しました。

※フレイル…健康な状態と要介護状態の中間。加齢に伴う心身全般の衰えを指し、身体的問題だけでなく、認知機能障害やうつなどの精神・心理的問題、独居や経済的困窮などの社会的問題が含まれる。

## (2)わかりやすく伝わりやすい福祉情報の提供

### 【主な取組】

- ・市ホームページ、市公式LINE、市報、公民館だよりやチラシなど、住民が受け取りやすい情報発信を実施しました。
- ・民生委員・児童委員の見守り活動を通じた情報発信を行い、高齢者などにも伝わりやすい情報提供を実施しました。
- ・各種サービスを多くの住民へ周知するため、関連するポスターを公共施設へ掲示するなど、誰でも受け取りやすい情報発信につなげました。
- ・声の広報（朗読ボランティア）により、利用者の立場に立った情報提供を実施しました。

## (3)利用しやすい相談支援体制の整備

### 【主な取組】

- ・東根市社会福祉協議会、地域包括支援センター、介護関係事業所や障がい福祉サービス事業所など関係機関と定期的な打ち合わせを行い、情報を共有することで連携強化を図りました。
- ・研修会へ参加し、福祉行政を担う職員や関係機関の職員の専門知識や技術の習得に努めました。
- ・2か所に設置した地域包括支援センターの機能を活用し、住民が安心して相談しやすい環境の充実に努めました。

## (4)利用者の立場に立った制度の推進

### 【主な取組】

- ・令和4年度に権利擁護支援の中核機関である「東根市成年後見センター※」を設置しました。成年後見制度に関する啓発や広報活動、相談支援を実施し、権利擁護の推進を図りました。
- ・市長申立てや成年後見人などの報酬の助成を行うことで、成年後見制度の利用促進を図りました。
- ・令和4年度に東根市社会福祉協議会による法人後見※事業を開始し、初期相談から成年後見制度の活用に至るまで、切れ目なく対応できる体制を整備しました。

---

※成年後見センター…認知症や知的障害などにより判断能力が不十分な方の権利を保護し、生活を支援する成年後見制度に関する相談や情報提供を行う専門機関。

※法人後見…社会福祉法人やNPO法人などの法人が成年後見人など（成年後見人、保佐人、補助人）に就任すること。

## 【基本目標2】地域福祉を支える人づくり

### (1)社会福祉協議会と地域コミュニティの連携強化

#### 【主な取組】

- ・ 区長、民生委員・児童委員、福祉推進員による三者懇談会において情報交換を行い、助け合いの体制づくりに取り組みました。
- ・ 住民、民生委員・児童委員、福祉推進員、地域包括支援センター、東根市社会福祉協議会議会などが連携し、見守り活動やサロン活動、ボランティア活動などの交流の場を提供し、地域のつながりの強化を図り、いつでも相談できる雰囲気づくりに取り組みました。
- ・ 東根市社会福祉協議会を中心とした生活困窮者自立相談支援事業の実施により、生活に困窮する人の相談、経済的自立や日常生活自立、社会生活自立など、自立に向けた課題の解決のための支援を行いました。
- ・ 生活支援コーディネーター※を中心に、高齢者の実態把握などを通じて発見した地域課題の解消に向けた体制づくりに取り組みました。

### (2)多様な主体が行う福祉活動の促進

#### 【主な取組】

- ・ 生きがいや交流の場となる老人クラブやサロン活動に対する助成金を交付し、活動の充実を図ることで、生きがいづくりや仲間同士で助け合う関係づくりを進めました。
- ・ 認知症サポーター※養成講座の開催や、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の人を地域で支えるための担い手の育成を図りました。
- ・ ボランティア市民活動センターを中心とした、ボランティア養成講座や研修会を開催し、知識や心構えなどを学び理解を深めることでボランティアの育成を図りました。

## ■数値指標の進捗

指 標	前計画策定時 (令和2年3月末)	目標値 (令和7年度)	現在値 (令和7年10月末)
社会福祉協議会ボランティア登録人数	1,919人	2,000人	1,611人

新型コロナウイルス感染症の拡大による、ボランティアの活動場所の縮小や、高齢化によるボランティア団体の解散などの理由により、ボランティア登録数が減少しています。

※生活支援コーディネーター…地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者。

※認知症サポーター…認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する者。

### (3)担い手の育成や人材の発掘

#### 【主な取組】

- ・民生委員・児童委員の活動の紹介について、市報へ掲載するなどの周知活動を行い、理解促進と担い手不足解消に向けた取り組みを行いました。
- ・地域住民が担い手となるよう、福祉推進員\*を設置し、見守りやサロン運営などの活動を行いました。
- ・東根市社会福祉協議会が中心となった、福祉推進員研修会や福祉推進大会を開催し、地域の支え合いや助け合いの理解を深める機会を提供しました。
- ・東根市社会福祉協議会が中心となった、市内小中学校での車いす体験などの福祉体験学習を実施し、福祉教育の推進に取り組みました。

### 【基本目標3】身近に支え合うしくみづくり

#### (1)身近な交流の場や活動の場づくり

#### 【主な取組】

- ・子ども育成会による祭りへの参加や市のイベント、地域行事に、地域住民が積極的に取り組むことで、住民同士の交流や郷土の歴史、伝統文化に触れる機会となり、郷土愛を育みました。
- ・世代間の交流を通して、こどもたちは豊富な知識や経験を受け継ぐことや、高齢者への接し方を学び、思いやりの心を育む機会をつくりました。
- ・地域公民館での生涯学習事業や地域での事業を通して、幅広い世代の交流が図られました。
- ・高齢者サロンに対する運営経費などを助成し、サロン活動の活性化を推進することで、仲間づくりや交流の場としてだけでなく、活動を通じた介護予防や体力の保持、高齢者同士の情報交換の場にもつながりました。

#### ■数値指標の進捗

指 標	前計画策定時 (令和2年3月末)	目標値 (令和7年度)	現在値 (令和7年10月末)
サロン設置数	54サロン	60サロン	44サロン

新型コロナウイルス感染症の拡大による活動自粛を契機に、参加者の減少や、運営側の担い手不足の理由から設置数が減少しています。

※福祉推進員…東根市社会福祉協議会会長から委嘱を受けた地域のボランティアで、地域住民が安心して暮らせるよう、区長や民生委員・児童委員と連携し、高齢者や障がい者世帯などの見守り・声かけ・安否確認を行っている。

## (2)お互いの顔が見える関係づくり

### 【主な取組】

- ・民生委員・児童委員による見守り活動やふれあい配食サービスによる見守りを行い、住民同士の理解や支え合う関係を築きました。
- ・区長、民生委員・児童委員、福祉推進員による三者懇談会を通して、情報交換や地域課題の共有し連携を強化しました。

## (3)地域で支え見守るしくみの促進

### 【主な取組】

- ・タクシー券の交付などによる高齢者や障がい者のひきこもり解消と外出の支援への取り組みや、ヘルプアップ住ま居る事業によるゴミ出しや買い物支援など、高齢者の日常生活に係る支援を行うことで、在宅生活を安心して継続することにつながりました。
- ・北村山地域自立支援協議会において、障がい福祉サービス事業所との課題や情報の共有を行い、連携の緊密化を図りました。
- ・障がい者週間に合わせて、ポスターや市内サービス事業所の活動紹介などの掲示を行い障がいや障がいのある人への理解を深め、心のバリアフリーの推進を図りました。
- ・ピクトグラム<sup>\*</sup>の活用や公共施設のトイレを洋式に替えるなど、バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進し、誰もが暮らしやすい環境を目指しました。
- ・ひとり親家庭などの学習会（「ノビルバ」・「まなびば」）開催など、経済的困窮世帯の子どもが学ぶ機会の充実を図りました。
- ・PTAによる見守り活動や、地域団体による子ども食堂や放課後子ども教室、放課後児童クラブなどのこどもの居場所づくりを推進し地域全体での見守りを行いました。
- ・令和5年度に東根市こども家庭センターを設置し、切れ目のない包括的な支援体制を整備するとともに、令和6年度には臨床心理士を配置し相談体制の充実を図りました。
- ・民間団体、民生委員・児童委員の見守りや、地域とのつながりを通して福祉サービスの提供に繋げるなど、地域と福祉行政が協働し支援を行いました。

### ■数値指標の進捗

指 標	前計画策定時 (令和2年3月末)	目標値 (令和7年度)	現在値 (令和7年10月末)
福祉推進員の配置	144地区 139人	全地区	148地区 145人

担い手の高齢化、担い手不足などの理由から全地区への設置に至っていない状況です。

※ピクトグラム…絵や図を用いて言葉を使わずに情報を伝えるための記号。国籍や年齢、言語に関わらず、誰でも一目で内容を理解できるようデザインされている。

## **【基本目標4】安全安心に暮らせる地域づくり**

### **(1)災害に備えた支援体制の強化**

#### **【主な取組】**

- ・避難行動要支援者名簿を年1回更新し、自主防災組織や民生委員・児童委員と情報を共有することで支援体制の強化を図りました。
- ・令和4年9月に西部防災センターを整備し、西部地区の指定避難所の確保を行ったほか、防災拠点を活用した防災教育を実施し、地域の防災力向上を図りました。
- ・防災士養成講座への参加費を助成することで、必要な知識や技能の取得を支援し、自主防災組織のリーダーの育成に取り組みました。
- ・東根市社会福祉協議会を中心とした、災害ボランティアに関する周知や募集などの情報発信を行い、活動の必要性や活動への参加を促しました。
- ・総合防災訓練や図上訓練において、行政と自主防災組織、防災関係機関と協働で訓練を行うことで、連携と防災体制の強化を図りました。各地区における、自主防災組織を中心とした防災訓練を行うことで、地域住民が協力し有事に備えた連携体制の構築に取り組みました。

### **(2)地域と連携した防犯対策の推進**

#### **【主な取組】**

- ・東根市消費生活センターと連携し、民生委員・児童委員の高齢者見守り活動を通じた特殊詐欺などに関する情報提供や注意喚起を行いました。
- ・社会を明るくする運動を展開し、保護司や民生委員・児童委員、東根市防犯協会連合会などの関係者とともに犯罪や非行の未然の防止や再犯防止の啓発活動を行いました。

### **(3)誰もが住みよいまちづくり**

#### **【主な取組】**

- ・東根市障がい者差別解消支援協議会において、差別解消を推進するための施策に係る意見交換や情報の共有を行い、関係機関や関係団体、行政、地域との連携を図りました。
- ・障がい者週間に合わせて、ポスターやパンフレット、市内サービス事業所の活動紹介などの掲示を行い、障がいや障がいのある人への理解を深め、心のバリアフリーの推進を図りました。
- ・東根市社会福祉協議会を中心とした、小中学生を対象とした障がい者スポーツの体験を実施し、障がいに対する理解を深め、ノーマライゼーション\*の意識の高揚に取り組みました。

---

※ノーマライゼーション…障がいのある人と障がいのない人とは、お互いが特別に区別されることなく、共に社会で生活することが望ましい姿であるとする考え方。

### 3 アンケート調査の結果

#### (1)調査の目的

第3次東根市地域福祉計画を策定するにあたり、今後の市の現状や課題、市が取り組むべき施策などを検討する際の基礎資料とすることを目的として、20歳以上の市民を対象にアンケート調査を実施しました。

#### (2)調査対象

市内在住の20歳以上の市民（無作為抽出） 1,000人

#### (3)回収結果

配布数 1,000人 回収数 425人 回収率 42.5%

※アンケート調査結果は、資料編に掲載しています。

#### (4)アンケート調査からみる状況

##### ①地域に関すること

##### ■近所付き合いについて（問3・4）

近所の人との付き合いについては、「あいさつをする」との回答が44.0%と最も多く、次に「会ったときに立ち話をする」の34.4%となっています。「ほとんど付き合いがない」と回答した人は6.8%でした。

今後の付き合いについては、「話をする程度」が最も多く41.2%、「困った時に相談したり、助け合う付き合い」を望んでいる人は32.2%となっています。

##### ■地域活動などについて（問7・8・9・10）

地域活動などへの参加については、「参加したことがない」との回答が36.9%であり、「現在は参加していないが、過去に参加したことがある」人を含めると、約6割程度になります。参加している活動（過去に参加していた活動）としては、「自治会・町内会の行事」が28.5%と最も多く、続いて「地域の祭りや行事」が19.9%でした。

参加できない理由については、「仕事や家事などが忙しく時間がない」ことが最も多く26.6%で、「家族の世手で余裕がない」も含めると、31.5%が時間に余裕がないことが理由になっています。一方で、「情報が入ってこない」「きっかけがない」「参加方法が分からない」「自分のできるかわからない」といった人も同じ割合を占めており、情報の提供や、参加に一歩が踏み出せずにいる人への取り組みが課題になっています。

## ②地域福祉に関すること

### ■相談相手について（問6）

困ったときの相談相手については、「家族や親族」、「友人・知人」がほとんどで、「隣近所の人」「民生委員・児童委員」「市役所」など、地域や行政に相談する人が少ない結果でした。困りごとや不安は、信頼できる身近な人が相談相手になっているようです。

一方で、「気軽に相談できる相手がいない」と回答した人が22.7%を占めており、「誰に相談していいかわからない」人が9.1%でした。悩み、孤独や孤立を感じることがないよう、困りごとや不安を抱えた人にいち早く気づき、支援につなぐための取り組みが必要です。

### ■災害の備えについて（問24）

災害の備えについて、「危険な箇所の把握」、「地域での情報伝達体制」、「隣近所の日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」の回答が多い結果でした。

自然災害が多発・激甚化する中で、防災に対する関心の高まりが読み取れます。緊急時に対応できるよう、日頃からの情報の整理やお互いに支え合える関係づくり、見守り体制を築いていくための取り組みが必要です。

### ■地域社会の課題について（問25・26）

住みよい地域社会を実現していくうえで課題となっていることについては、「価値観が多様化していること」が20.3%と最も多く、次いで「地域に若い人が少なく、地域全体が高齢化していること」が16.8%との結果でした。「地域に関心のない人が多いこと」、「若い人の地域活動への参加が少ないこと」、「地域での交流が少ないこと」など、地域内の交流やつながりが少なくなっていることを課題と感じている人が多い結果でした。

地域福祉を進めていくために取り組むこととしては、「地域の支え合いの仕組みづくり」が13.9%と最も多く、次いで「防犯・交通安全・防災体制の充実」が12.9%と多くなっています。「孤独・孤立を防ぐ取組」や「生活困窮者への支援」、「子どもの貧困対策」、「ケアラー・ヤングケアラーへの支援」など、社会的な課題に対する取り組みについても求められていることが伺えました。

今後は、分野別の支援だけでは十分に対応できない課題について、分野を横断して受け止め、包括的に対応していく体制を強化していく必要があります。

### ③地域福祉に関する意見など（自由記載）

人口減少や少子高齢化、物価高騰などに伴う「現在」や「将来」への不安な声や、幸せを感じて生活できる社会を願う声など、多くの方々に貴重なご意見をいただきました。具体的な内容は以下の通りです。

#### ■地域について

- ・私たちの地区では、こどもから大人まで参加できる行事（新年会や夏祭り、運動会、芋煮会など）を盛大に行い、地域の団結や親睦を深めています。
- ・東根市に引っ越してきてからもう10年近くになりますが、隣近所との付き合いが未だに全くありません。一度も挨拶すら交わしたこともなく、近所の人達の顔さえわかりません。コロナ禍もあり地域の交流もなく今日まで来ました。仕事ができなくなった時には、家族以外話す相手もなく家の中に一日中いることになるのかなと心配になります。
- ・宅地が増え、知らない人が多くなり、価値観が多様化したことで、以前よりも近所との付き合いがむずかしくなっているように感じます。若い人達は忙しく、地域の活動にも消極的かな、と感じています。地域の自主性や主体性の向上や、より良い地域福祉の実現のために、地域と行政がどのような関係であるべきかを考えていく必要があると思います。

#### ■情報発信について

- ・高齢者の自分たちが施設や支援の情報、手続きについてまとめた資料がほしいです。また、サークル活動などの地域活動に関する情報を市のLINEなどで（市報でも）もっと発信してほしいと思います。

#### ■障がい者について

- ・障がいを持つ子を世話する人が誰もいなくなった時が不安です。1人で生活がままならない障がい者が、差別なく生涯地域で暮らしていくための体制づくりや、住民の障がいへの理解が深められる取組を望みます。

#### ■福祉の担い手について

- ・介護職員をはじめとし、生活困窮者を支援する人など、とにかく人手不足となっているように感じます。

#### ■移動手段について

- ・車の運転が出来なくなった時、病院、買い物などに行くときはタクシーで行かなければいけないのかな、など将来の事が不安です。運転免許証返納時の移動手段の確保やタクシーなどの利用時の費用面の支援を充実してほしいと思います。

#### ■防災について

- ・高齢の父母を避難所に連れて行こうと思った時に、この2人にどれだけの荷物を持たせないといけないのか？と感じ、避難所を断念しました。災害時の高齢者や障がい者などをサポートする体制づくりが必要だと思います。

#### ■防犯について

- ・詐欺や空き巣から身を守れるよう、防犯などに対する意識向上に向けた対応が必要だと思います。

#### ■その他の課題について

- ・少子高齢化が進行していく中で、今までの施策の継続だけでなく、新たな課題に対応した施策が必要だと思います。
- ・近所でひきこもりの子がいる家庭があるが、親が元気の間はいいが、その後はどうなるのか？と不安に感じています。社会との関わりが絶たれてしまっている人の把握や、家族も含めた支援が必要だと思います。

#### ■東根市の将来について

- ・地域の人がそれぞれ見守り、よりよい地域での暮らしができるようになってほしいと思います。
- ・どの地域にいても自分の役割や生きがいを感じられる東根市、楽しく歳を重ね、生きがいを持つ東根市になってもらいたいと思います。
- ・独立した子供たちが地域から離れ、30年後、40年後に70代の高齢者ばかりになる状況にどう対処していくか、早い段階から想定、計画しておくことが必要だと思います。
- ・東根市が子育てだけでなく、交流の場や買い物バスなどが充実した、高齢者にも優しい市になってほしい。

#### ■感謝の言葉

- 地域包括支援センターなど福祉の人に大変お世話になりました。福祉のお世話になるのは初めてだったので、こんなにも手厚く制度が整っているのだと感心しました。ありがとうございました。職員の皆様に感謝します。
- 民生委員の方が親身になりお世話している姿に感謝します。

## 4 今後の課題

### (1)必要な福祉情報が届けられる提供体制の充実

自分に必要な福祉情報について、多くの人が十分ではないが入手できている一方で、入手方法がわかりにくい、わからない、教えてくれる人がいないなど感じている人もいます。

さまざまな手段を活用しながら、多様化・複雑化している福祉に関する制度やサービスについて、住民一人ひとりの状況や特性に応じた、わかりやすい情報の提供が必要です。

### (2)地域の福祉課題を包括的に受け止める体制づくりの充実

介護や子育て、生活困窮、ヤングケアラー、ひきこもりなど、さまざまな福祉課題が、複雑化・複合化しており、そういった困難な課題が増えていくことが想定されます。地域、関係機関や団体などが連携し、それらの課題を受け止め、適切な支援につなぐ相談体制・支援体制の充実が必要です。

### (3)成年後見制度の認知度の向上と適切な利用の推進

認知症高齢者や単身高齢者の増加、知的障がい者や精神障がい者の増加により、成年後見制度の必要性が高まっている一方で、成年後見制度の認知度や理解は低い状況にあります。わかりやすい広報や周知を行い、制度への理解の浸透を図るとともに、制度の適切な利用につなげる取り組みが必要です。

### (4)助け合いの意識の高揚と日頃からの支え合いのある関係性の構築

住民の多くが、災害時や緊急時の助け合いや、困った時に相談したり助け合う付き合いが必要だと感じており、価値観の多様化や地域の付き合いが減っていることを課題と感じています。

助け合うことの意義や重要性を周知し、より一層助け合いの意識を高めていくとともに、地域住民同士が顔を合わせ交流できる場の充実を図り、住民同士のつながりを深めていく必要があります。

また、地域の中には日常生活の中で手助けできる人が多くいるものの、時間に余裕がないなどの理由からボランティア活動への参加には結びついていない状況にあります。誰もが参加しやすいボランティアについて検討し、地域福祉の担い手の育成につながる取り組みが必要です。

## (5)安全・安心な生活を支える環境の整備

地域福祉を進めていくために、優先して取り組むこととして、防犯・交通安全・防災体制の充実を望む声が多く、地域での災害時の備えとして、隣近所の日頃からの声かけや付き合い、自力で避難できない高齢者などの把握などが重要と感じているようです。

多発・激甚化している災害や、巧妙化する犯罪に備え、誰もが安全に安心して暮らしていくために、住民同士の支え合いを基礎とした実践的な防犯、交通安全、防災の取り組みが必要です。

また、地域において、多様な価値観や立場の人々とともに支え合い、暮らし続けるために、地域住民同士の相互理解を深める心のバリアフリーの推進も必要です。

## (6)再犯防止の取り組みの認知度の向上と理解の促進

再犯防止の取り組みや、活動している民間協力者についての認知度は低い状況にあります。犯罪や非行をした人が立ち直り、社会の一員として地域の中で住民とともに支え合い暮らしていくことができるよう、住民に対する理解の促進の取り組みが必要です。

また、再び犯罪や非行をしてしまうことを防ぐため、適切な支援につなげることも必要です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

第5次東根市総合計画においては、「豊かな環境 みんなが選ぶ 住みよいまち」をめざす都市像として掲げ、市民一人ひとりが、地域社会の未来を創造し、多様な価値観を尊重する豊かな心と、お互いを支え合う思いやりの心を持つことで、まちづくりの原動力となる「市民力」「地域力」を高めていこうとしています。

地域福祉を推進していくためには、人の困りごとに「気づき」、適切な支援へ「つながり」、お互いの権利や価値観を尊重しながら住民同士が「共に生き、支え合う地域」を築いていく必要があります。

このことは、前計画策定時から受け継がれている考えであり、本市の地域福祉推進の基盤となっています。

これまでの取り組みを継続し、第5次東根市総合計画にある基本方針を踏まえ、本計画の基本理念は、前計画より継承し、「支え合いの声が行き交い、みんなで築く地域福祉のまち」とします。

#### 【基本理念】

支え合いの声が行き交い、みんなで築く地域福祉のまち

### 2 基本目標

#### 基本目標1 暮らしを支える体制づくり

##### 【関連するSDGsの視点】



少子高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、生活上の課題は多様化・複雑化しています。そのような状況の中で、誰もが必要な時に必要な支援を受けられ、安心して暮らし続けるために、地域全体で暮らしを支える仕組みを整えていくことが重要です。

住民が支援制度や地域資源について正しく理解し、活用できるよう情報の提供や、支援につながるための相談体制の充実を進めていきます。また、地域の実情に応じた支援やサ

ービスを拡充し、安心して利用できるようサービスの充実を図ります。

加えて、複数の課題を抱える世帯や、重層的な支援が必要な人に対し、関係機関が連携して切れ目のない支援を行う包括的な支援の推進に取り組みます。すべての人の権利が尊重され、適切な支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、成年後見制度の周知と制度の利用促進を図っていきます。

## 基本目標2 地域福祉を支え、助け合う人づくり

【関連するSDGsの視点】



高齢者や障がい者、子どもや子育て世帯など、すべての人が安心して暮らせる地域をつくるためには、住民同士が互いに支え合う力が欠かせません。そのためには、地域福祉に対する理解を深め、思いやりや助け合いの意識を育むことが重要です。住民一人ひとりが、地域福祉を自分ごととして捉え、主体的に地域の暮らしを支える役割を考え、地域全体で支え合う意識の醸成を図ります。

また、地域福祉活動をより身近なものとし、多様な世代や立場の人が関わるができる環境を整え、活動への参加促進に取り組みます。

さらに、地域福祉活動を継続的に推進していくためには、その活動を支える人材や団体の存在が重要です。ボランティア団体などの活動を支援し、活動の活性化と安定化を図ります。

あわせて、地域住民の中から地域福祉の担い手を育てるために、ボランティアや福祉に関心のある人を積極的に育成し、活動に参加しやすい環境整備に取り組みます。

## 基本目標3 つながり支え合う地域づくり

【関連するSDGsの視点】



少子高齢化や家族形態の変化、地域コミュニティの希薄化など、住民を取り巻く環境が大きく変化するなかで、誰もが住み慣れた地域で豊かで安らぎに満ちた生活を送るためには、地域における多様な人々のつながりを再生・強化し、それぞれの地域において互いに支え合う仕組みを充実していくことが重要です。

そのため、住民同士が気軽に集い交流できる場や、多世代が参加できる活動の場づくりを進めるとともに、地域活動団体や関係機関との連携を強化し、支え合いのネットワーク

を広げていきます。また、日常的なあいさつや声かけを基盤とした見守り活動を推進し、地域全体で緩やかにつながる見守りのしくみづくりを進めます。

住民・地域・関係機関・行政が役割を分かち合いながら、日常的な見守りや交流の場づくりに取り組み、地域全体で支え合い、誰もが孤立することなく安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。

## 基本目標4 安全・安心に暮らせる環境づくり

【関連するSDGsの視点】



近年、気候変動による自然災害の多発・激甚化や、単身世帯の増加などによる地域のつながりの希薄化が進む中、地域全体で住民の生活を支える仕組みづくりがこれまで以上に重要となっています。

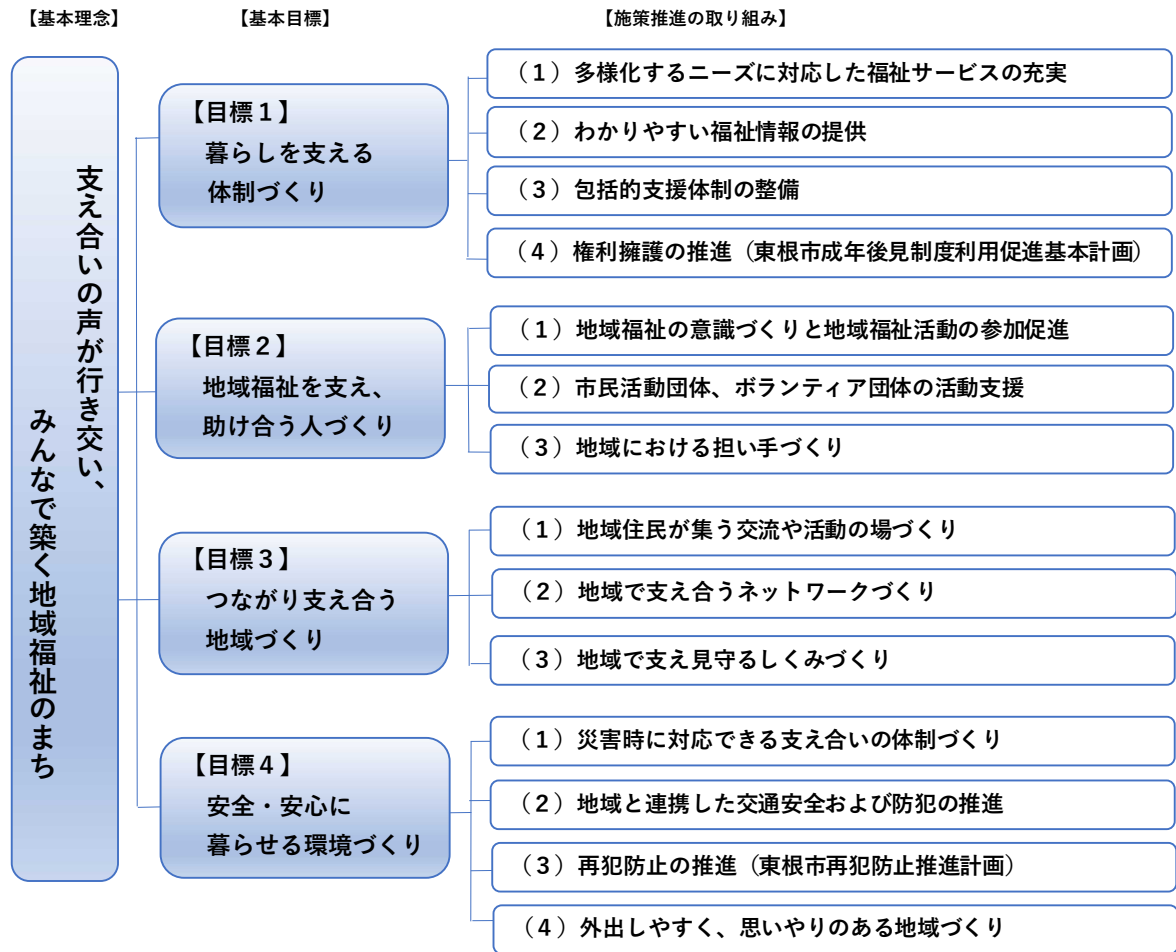
また、交通手段の多様化に伴う交通環境の変化や、特殊詐欺などの犯罪が巧妙化しており、事故や犯罪から住民の生活を守り、誰もが安全に暮らせる環境を整える必要があります。

災害時に備えた地域の支え合い体制づくりや、事故・犯罪を未然に防ぐために、地域での見守り活動や情報共有などに取り組み、住民の防災、交通安全や防犯の意識向上を図ります。さらに、犯罪や非行をした人が社会において孤立することなく、地域での生活と社会復帰を支え、社会全体で再犯防止の取り組みを推進していきます。

地域において、高齢者、障がい者、子育て家庭、外国人など、多様な立場の人々が自分らしく暮らし続けるためには、必要な支援につながりやすい仕組みづくりとともに、地域住民の相互理解・尊重の意識を育む「心のバリアフリー」の推進が欠かせません。啓発活動や、共生社会づくりに向けた学びの機会の提供などに取り組み、偏見などの心理的な壁をなくし、互いを理解し思いやる文化を育みます。

住民一人ひとりが安心と安全を実感でき、互いに支え合いながら暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

### 3 計画の体系



## 第4章 施策推進の取り組み

### 基本目標1 暮らしを支える体制づくり

#### (1)多様化するニーズに対応した福祉サービスの充実

これまで、ニーズや地域の実情に合わせたサービスを提供するために、サービス事業所や関係機関、他分野、多職種との意見を交換し連携強化を図ってきました。しかし、地域住民の価値観の多様化、生活課題の複雑化・複合化により、福祉サービスに求められる役割は年々高度化しており、これまでの制度的な支援だけではすべての住民の暮らしを十分に支えていくことは難しくなっています。

これらの課題に対応するため、行政、福祉関係機関、地域住民、NPO法人などが連携し、地域の支え合いを基盤とした福祉サービスの充実を図り、介護・子育て・障がい・生活困窮などの分野を超えた柔軟かつ包括的な福祉サービスの提供に取り組みます。

また、サービスの質を維持・向上していくため、継続して人材育成の取り組みを推進していきます。

#### ◇住民・地域に期待すること

<b>自 助</b> 住民一人ひとりに大切にしてほしいこと ことや取り組んでほしいこと	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の福祉情報に目を通し、必要なサービスや活動を知りましょう。</li><li>・地域の困りごとや必要な支援について考えましょう。</li></ul>
<b>互助・共助</b> 地域全体で取り組んでほしいこと	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の困りごとや必要な支援について話し合う機会をつくりましょう。</li></ul>

#### ◇取り組み内容

地域、行政、関係機関などの連携強化
<ul style="list-style-type: none"><li>・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、医療・介護関係機関などが参加する会議を通じて情報交換や意見交換を行い、相互の理解と関係性を深めることで、スムーズなサービス提供につなげていきます。</li><li>・地域包括支援センターと連携し、民生委員・児童委員による見守り活動を支援していきます。</li></ul>
多様な福祉サービスの充実
<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者、障がい者、子育て世帯などのニーズに応じた、地域に必要なサービスの創設を推進していきます。</li><li>・生活支援コーディネーターによる地域資源の掘り起こし、地域ニーズと支援のマッチングを推進し、的確なサービス提供を行います。</li><li>・多様化する課題に対応できるよう、専門職の資質向上を図るため、スキルアップ研修や資格取得のための支援を行い、人材育成を推進していきます。</li></ul>

## (2)わかりやすい福祉情報の提供

福祉に関わる制度やサービスは、めまぐるしく変化しており、利用できる制度やサービスの内容をはじめ、市民活動団体やボランティア団体の活動についての情報などを、誰もが入手でき、ひとりでも多くの住民が情報を活用できるようにする必要があります。

すべての住民が、福祉に関わる制度やサービス、地域福祉活動などについての情報を必要に応じていつでも入手できるよう、広報紙やインターネット媒体などを含め、あらゆる手段や機会を活用した情報提供に取り組みます。また、高齢者や障がい者などにも配慮し、情報提供の方法を工夫するなど、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考えに基づいた情報提供にも取り組んでいきます。

### ◇住民・地域に期待すること

<p style="text-align: center;"><b>自 助</b></p> <p>住民一人ひとりに大切にしてほしいこと ことや取り組んでほしいこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉の制度やサービスなどに関心を持ち、情報の入手と正しい理解に努めましょう。</li> <li>・近所に、高齢者や障がい者など、情報が伝わりにくい人がいる場合は、声かけや情報の伝え手になるなど、できる範囲で手助けしましょう。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>互助・共助</b></p> <p>地域全体で取り組んでほしいこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰にでもわかりやすい情報発信や、情報提供方法について考える機会をつくりましょう。</li> <li>・収集した情報を整理し、地域の中で必要としている人に届くよう、みんなで協力して周知しましょう。</li> </ul>

### ◇取り組み内容

<p>広報媒体などの充実</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページや市公式LINE、広報紙、公民館だよりやチラシなど、SNSと紙媒体を併用した情報発信を継続していきます。</li> <li>・地域の掲示板や自治会、民生委員・児童委員の見守り活動など、地域に根ざした情報伝達手段を活用し、地域内での活発な情報共有につなげていきます。</li> <li>・声の広報（朗読ボランティア）の活用や手話通訳による支援など、利用者の立場に配慮した情報提供を行います。</li> </ul>
<p>やさしい日本語・多言語での情報発信</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・わかりにくい専門用語を極力使わないよう配慮するなど、高齢者や障がい者、外国人など、その人にあった「やさしい日本語」での情報発信を推進していきます。</li> <li>・外国人住民に向けた英語やベトナム語など、多言語での情報発信を推進していきます。</li> </ul>

### (3)包括的支援体制の整備

地域には、様々な世代や生活状況の住民が暮らしています。少子高齢化や家族構成の変化に伴い、生活課題は複雑化・複合化しており、従来の分野別の支援だけでは十分に対応できないケースも増えています。誰もが安心して相談できるよう、住民に身近な相談窓口の機能を充実させ、課題の早期発見につなげるとともに、福祉、保健、医療、子育て、就労、教育などの関係機関が連携し、分野を横断して生活課題を受け止める包括的な相談支援体制の強化に取り組みます。

また、地域住民や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、NPO法人などの関係団体、関係機関の連携を深めながら、支援ネットワークの構築を進め、適切な支援につなげる体制の充実を推進していきます。

様々な生活課題を抱える人や世帯に対して切れ目のない支援と見守りを行い、誰もが孤立せず、安心して暮らし続けられる地域社会を目指します。

#### ◇住民・地域に期待すること

<p style="text-align: center;"><b>自 助</b></p> <p>住民一人ひとりに大切にしてほしいこと ことや取り組んでほしいこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分で解決の難しい生活課題は、身近な人に積極的に相談しましょう。</li> <li>・地域の民生委員・児童委員を知り、困った時に必要な情報提供や助言が受けられるようにしましょう。</li> <li>・身近な人の生活課題や福祉ニーズの発見に努めましょう。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>互助・共助</b></p> <p>地域全体で取り組んでほしいこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談しやすい雰囲気や体制をつくりましょう。</li> <li>・困っている人や様子の変化に気づくことができる関係をつくり、地域の生活課題や福祉ニーズの発見し、地域住民の力で解決につなげられる地域づくりに努めましょう。</li> </ul>

#### ◇取り組み内容

<p>包括的な相談支援体制の強化</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の各相談支援機関が、相談内容に関わらず相談を受け止め、必要な関係機関へつなぐよう、相談体制の充実を図ります。</li> <li>・自治会や民生委員・児童委員、福祉推進員など地域の見守りネットワークと連携し、早期発見・早期支援につなげる体制を強化していきます。</li> <li>・地域でのサロン活動や居場所づくりを通じて、日常的に相談や支援につながる関係性を構築していきます。</li> <li>・地域包括支援センターや民生委員・児童委員など、相談を受ける人材のスキルアップ研修や事例検討会などを開催し、複合的課題への対応力の向上を図ります。</li> </ul>
<p>多様な福祉課題に対応した支援体制づくり【新規】</p>

- ・行政や社会福祉協議会、地域の関係者、医療・介護の専門職などが連携する協議体やネットワークの設置・運営の整備を進め、高齢、障がい、子育て、生活困窮、ひきこもりなど、複合・多様な課題へ対応していきます。
- ・生活困窮者やこどもの貧困、ひとり親家庭の自立支援の課題に対応するため、福祉・医療・教育・就労・住宅・地域住民など、分野を超えた支援者の連携を推進していきます。
- ・山形県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに参画し、県と連携したあらゆる分野における孤独・孤立対策の取り組みを推進します。
- ・医療・介護・行政・法的機関が連携し、身寄りのない人の日常生活支援から終末期、死後に至るまで切れ目のない支援を行う体制を整備していきます。

#### (4)権利擁護の推進（東根市成年後見制度利用促進基本計画）

近年、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者や単身高齢者の増加も見込まれており、判断能力が不十分な人の権利を擁護する成年後見制度の必要性がますます高まっています。

また、日常生活での判断などに不安を抱える人へのサポート、障がい者の「親亡き後」の問題といった成年後見制度を取り巻く様々な課題も顕在化しています。

しかしながら、全国的に見ても、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢者などの数と比較して著しく少ない状況にあり、権利擁護や成年後見制度に関する理解・活用が進む仕組みづくりが喫緊の課題となっています。

成年後見制度は、認知症、知的障がいや精神障がいなどによって判断能力が不十分な人の権利や財産を守るための制度として、平成12年から導入されました。

平成28年には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行し、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視といった制度の理念が更に尊重され、平成29年には国の「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定しています。これにより、概ね令和3年度までに「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を定めるよう努めること、利用促進に向けて必要な体制の整備を講ずることが明示されました。

令和4年には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、今後ますます増大、多様化する権利擁護支援ニーズへの対応とさらなる施策を推進しています。

本市においても、国の成年後見制度利用促進計画を踏まえ、「東根市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、制度の更なる利用促進に向けた取り組みを推進していきます。

#### ◎成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が十分でない人の権利を擁護し、その人の希望する生活（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結など）や財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続きなど）

を支援する制度です。成年後見制度には、大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。

### ○法定後見制度

法定後見制度は、本人の判断能力が不十分になった後で、家庭裁判所が職権で成年後見人などを選任する制度です。本人の判断能力の程度などに応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があります。

現在、国では制度を利用する本人の権利擁護などをより一層図る観点から、制度の見直しを行っています。

【法定後見制度の3種類】

	補助	保佐	後見
対象となる人	判断能力が不十分な人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が欠けているのが通常の状態の人
成年後見人等が同意または取り消すことができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	借金、相続の承認など、民法第13条第1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為

### ○任意後見制度

任意後見制度とは、本人に判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

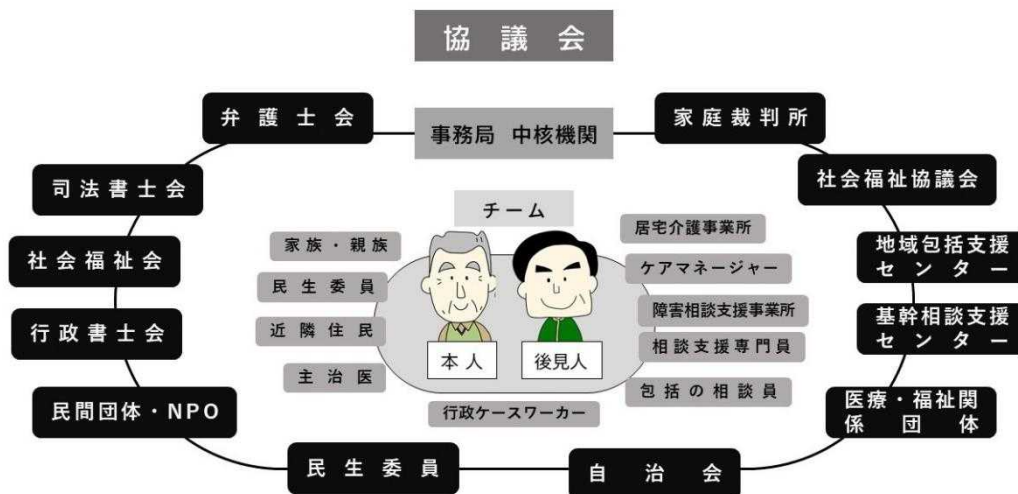
この手続きを申し立てることができるのは、本人やその配偶者、四親等以内の親族、任意後見受任者です。

### ◇住民・地域に期待すること

<p><b>自 助</b></p> <p>住民一人ひとりに大切にしてほしいことや取り組んでほしいこと</p>	<p>・判断能力の有無にかかわらず、お互いに、一人ひとりの個性や価値観を認め、意思を尊重し思いやりのある行動をしましょう。</p>
<p><b>互助・共助</b></p> <p>地域全体で取り組んでほしいこと</p>	<p>・一人ひとりの意思を尊重し、地域全体で見守る雰囲気づくりに努めましょう。</p>

## ◇取り組み内容

地域連携ネットワーク体制の整備【新規】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護が必要な人の早期発見、適切な支援を提供できるよう、行政や家庭裁判所、専門職団体、民間団体などが一体的に連携・協力できるネットワークの構築に取り組みます。</li> <li>・後見人とともに支える「チーム」体制や、困難ケースに対応するための「協議会」の整備を推進します。</li> <li>・相談から支援までのワンストップ対応や、「中核機関」の役割を果たせるよう、中核機関の機能体制の強化を図ります。</li> </ul>
成年後見制度を利用しやすい環境整備の促進
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページ、市公式LINE、広報紙などを活用した市内における相談窓口の周知や、講座の開催などを通じた啓発活動に取り組みます。</li> <li>・法律や福祉の専門職による相談支援の充実を図ります。</li> <li>・東根市成年後見センターによる、後見人と支援を必要とする本人とのマッチングや、後見人のフォローアップ、研修会などの取り組みへの支援を行います。</li> </ul>
成年後見人などの育成・支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人後見受任の拡大に向けた、社会福祉協議会との協働体制の強化を図ります。</li> <li>・東根市成年後見センターによる市民後見人※養成講座の開催や、市民後見人同士の意見交換などの取り組みへの支援を行います。</li> <li>・後見人の定期的な研修会や交流会など、知識の向上や情報共有の機会づくりを推進します。</li> </ul>



※市民後見人…一般市民が成年後見人となり、認知症などにより判断能力が不十分な方の財産管理などの後見執務にあたること。市民後見人は、司法書士や弁護士、社会福祉士などの資格は持たないものの、社会貢献への意欲や倫理観が高く、成年後見に関する一定の知識・態度を身につけた市民の中から、家庭裁判所の審判により選任される。

### ◎「チーム」とは

本人に身近な親族や福祉・医療・地域などの関係者、後見人が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みのことです。

### ◎「中核機関」とは

専門職による専門的助言などの支援の確保や協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関のことです。

地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネートなどを行う「司令塔機能」、地域における協議会を運営する「事務局機能」、専門職などによる専門的助言などの支援の確保を担保する「進行管理機能」の3つの機能を果たします。

### ◎「協議会」とは

成年後見制度の利用開始前後を問わず「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、関係機関や専門職団体が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体のことです。

### ◆数値指標

指標	現在値（令和7年度）	令和12年度（5年後）
協議会の設置	なし	設置
協議会による会議の開催	なし	1回／年
制度の認知度 （アンケート調査より）	25.4%	28%以上
市民後見人の人数	0人	1人以上
制度利用に関する研修会の開催	1回／年	2回／年

## 基本目標2 地域福祉を支え、助け合う人づくり

### (1)地域福祉の意識づくりと地域福祉活動の参加促進

さまざまな社会的変化に伴い、従来の制度的支援だけでは対応しきれない生活課題が増加しており、地域に根ざした支え合い仕組みの構築が求められています。

そのためには、地域住民一人ひとりが福祉の担い手としての意識を持ち、自分ごととして地域課題に関心を寄せ、行動につなげていくことが不可欠です。地域福祉の意識を高めることは、住民同士のつながりや見守りの機能を強化し、孤独・孤立や生活困窮などといった課題の早期発見・予防にもつながります。若い世代への福祉教育や体験学習、講座、啓発活動などに取り組み、地域福祉の理解を深め、活動への参加促進を図ります。

#### ◇住民・地域に期待すること

自 助 住民一人ひとりに大切にしてほしい ことや取り組んでほしいこと	<ul style="list-style-type: none"><li>・ご近所や地域において、普段からのあいさつや声かけをしましょう。</li><li>・地域の課題や気づきを、自治会や民生委員・児童委員、地域の活動団体などに伝えましょう。</li></ul>
互助・共助 地域全体で取り組んでほしいこと	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域課題について、地域で話し合い、協力して解決に取り組む機会をつくりましょう。</li></ul>

#### ◇取り組み内容

地域福祉の意識づくり
<ul style="list-style-type: none"><li>・チラシや広報紙などの広報媒体を活用した、地域福祉の意義や住民参加の重要性を周知するための啓発活動を推進します。</li><li>・教育委員会と連携した、小中学生を対象とした福祉体験などの福祉教育学習を推進し、支え合い、認め合い、助け合う心の醸成を図ります。</li><li>・地域住民など幅広く参加できる講座や講演会などを通して、福祉意識の醸成を図ります。</li></ul>
地域福祉活動の参加促進
<ul style="list-style-type: none"><li>・東根市ボランティア市民活動支援センターによる、ボランティア活動へ参加したい人と支援を必要とする人のマッチング機能の充実を図ります。</li><li>・活動の時間帯や場所の工夫し、多様なライフスタイルに対応したボランティア参加環境の整備を推進します。</li><li>・市民活動団体やボランティア団体と連携し、福祉活動のイベントや1日体験など、楽しさや親しみやすさを実感できる取り組みを検討します。</li><li>・高齢者施設等ボランティアポイント事業など、ボランティア活動による積極的な福祉活動の参加促進を図ります。</li></ul>

## (2)市民活動団体、ボランティア団体の活動支援

地域に根ざした支援活動を担う市民活動団体やボランティア団体は、地域福祉の推進において欠かせない存在です。これらの団体は、地域住民の視点に立った柔軟な活動を展開し、行政では対応が難しい身近な支援や見守りの役割を担っています。

しかしながら、団体の持続的な運営には、活動資金や人材の確保、活動拠点の不足、情報発信などの多くの課題があります。

地域福祉活動を継続・発展していくために、東根市ボランティア市民活動支援センターと連携した活動基盤の整備、研修やネットワークづくりの支援、ボランティア育成の講座などを行い、NPO法人などの市民活動団体やボランティア団体が参画・活動しやすい環境づくりに取り組みます。

### ◇住民・地域に期待すること

<b>自 助</b> 住民一人ひとりに大切にしてほしいこと や取り組んでほしいこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で行われている様々な市民活動やボランティア活動に関心を持ち、できることから活動に参加・協力しましょう。</li> </ul>
<b>互助・共助</b> 地域全体で取り組んでほしいこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動やボランティア活動がしやすい環境を整備しましょう。</li> <li>・地域住民が積極的に参加できるよう声かけや周知をしましょう。</li> </ul>

### ◇取り組み内容

市民活動団体やボランティア団体が行う福祉活動の促進
<ul style="list-style-type: none"> <li>・東根市ボランティア市民活動支援センターと行政が連携し、市民活動団体やボランティア団体同士の交流や情報交換の場を設け、福祉活動の活性化を図ります。</li> <li>・市民活動団体の相談や運営に係る支援を行い、活動の充実を図ります。</li> </ul>
活動を担う人材の育成・支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動を行うために必要な専門知識を習得できる研修や、スキルアップ研修を行い、担い手の育成を図ります。</li> <li>・継続して活動を行うことができるよう、ライフスタイルに合わせた活動時間の調整や、オンラインでできる養成講座や研修会の開催に取り組みます。</li> </ul>

### ◇数値指標

指 標	現 在 値	令和12年度（5年後）
社会福祉協議会ボランティア登録人数	1, 657人 (令和7年3月末)	1, 680人
高齢者施設等ボランティアポイント事業登録者	67人 (令和7年3月)	80人

### (3)地域における担い手づくり

地域福祉の実現と持続的な発展のためには、自治会や民生委員・児童委員、福祉推進員など地域の担い手を育成し、その役割を強化することが不可欠です。地域の担い手は、地域住民のニーズに応じた支援を行い、誰もが安心して暮らせる地域をつくる重要な役割を担っています。自治会が地域住民同士のつながりを強化し、民生委員・児童委員が福祉に関する相談や支援を行い、福祉推進員が地域内の福祉活動を調整し促進することで、地域のネットワークを強化し、住民のニーズに柔軟に対応できる体制づくりにつながります。

地域の担い手はその役割を果たすために研修や講座などを開催し、担い手の育成に取り組めます。また、地域の担い手として活動している住民に対してサポートを行い、継続した活動支援に取り組めます。

#### ◇住民・地域に期待すること

<p style="text-align: center;"><b>自 助</b></p> <p>住民一人ひとりに大切にしてほしいこと ことや取り組んでほしいこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会活動や地域行事に積極的に参加しましょう。</li> <li>ボランティアに関心を持ち、自分にできることや得意なことから参加してみましょう。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>互助・共助</b></p> <p>地域全体で取り組んでほしいこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会活動や地域行事などを通じて、お互いの理解を深める機会をつくりましょう。</li> <li>民生委員・児童委員や福祉推進員、住民ボランティアなど、地域福祉を支える人材の育成に地域全体で取り組みましょう。</li> </ul>

#### ◇取り組み内容

<p style="text-align: center;">担い手の育成・支援</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>市ホームページや広報紙などを活用し、地域活動の様子を紹介するなど、地域活動への理解促進を図ります。</li> <li>民生委員・児童委員や福祉推進員を対象とした研修会、養成講座を開催し、地域福祉に関する知識や必要なスキルを習得するための支援を行います。</li> <li>見守り活動やサロン活動などの地域福祉活動に対し、行政や社会福祉協議会が連携した支援を行い、持続可能な活動を後押ししていきます。</li> </ul>

#### ◇数値指標

指 標	現 在 値	令和12年度（5年後）
福祉推進員の配置	148地区 145人 (令和7年4月)	全地区に配置

## 基本目標3 つながり支え合う地域づくり

### (1)地域住民が集う交流や活動の場づくり

少子高齢化や核家族化が進み、高齢者などの一人暮らしが増え、住民同士の交流が少なくなり、地域のつながりが希薄化しています。これにより、社会的に孤立する人の増加が懸念されます。こうした状況の中で、地域住民が日常的に気軽に立ち寄ることができ、住民同士が顔を合わせ、交流を深めることのできる場が求められています。

特に高齢者や障がいのある人、子育て中の人、ひとり暮らしの人など、社会的に孤立しやすい立場にある人々にとっては、地域とのつながりが生活の安心感や生きがいにつながる大きな要素となります。

また、子どもを取り巻く環境においては、地域との関わりや多世代との交流の機会が減少していることから、安心して過ごせる居場所や交流の場の確保が求められており、こうした場合は、子どもの健やかな成長を支えるとともに、困難を抱える子どもの早期発見や早期支援にもつながります。

さらに、年齢や性別が異なる、様々な価値観を持つ人々が集い、交流し、互いを理解し合うことで、地域の一体感が生まれ、共に支え合う地域社会の土台が築かれていきます。

お互いを支え合える関係づくりを促進するために、サロン活動や通いの場、多世代交流などに取り組み、住民同士のつながりを深めることのできる場づくりを推進していきます。

#### ◇住民・地域に期待すること

<p style="text-align: center;"><b>自 助</b></p> <p>住民一人ひとりに大切にしてほしいこと ことや取り組んでほしいこと</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・自治会や子ども育成会の事業や、地域行事や活動に積極的に参加しましょう。</li><li>・一人で悩んでいる人や困っている人を見かけたら、声をかけ、交流の場に誘ってみましょう。</li></ul>
<p style="text-align: center;"><b>互助・共助</b></p> <p>地域全体で取り組んでほしいこと</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・外出する機会が少ない人や障がいのある人も、気兼ねなく参加できる場をつくりましょう。</li><li>・住民同士のあいさつや、地域行事、交流の場が継続できるよう皆で工夫しながら取り組みましょう。</li></ul>

## ◇取り組み内容

地域の活動拠点の充実
<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人クラブやサロンなどの地域福祉活動を行う団体に対し、運営に係る支援を継続し、活動を推進します。</li> <li>・地域公民館の講座などを通じた、交流促進を図ります。</li> <li>・地域包括支援センターと連携しいきいき百歳体操などの住民主体の通いの場を支援します。</li> <li>・認知症カフェなど、ニーズに応じた居場所づくりを推進します。</li> <li>・学習支援や悩み相談の場としても利用される、こども食堂などの居場所づくりを推進します。</li> </ul>
世代間交流の推進
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が講師となり、若い世代やこどもたちに伝統行事や芸能活動、郷土料理などを継承し、世代間交流を推進します。</li> <li>・夏祭り、炭焼きや農業の体験学習など、複数世代が参加できる機会の充実を図ります。</li> <li>・老人クラブやサロンなどの地域福祉活動を通じた、児童や生徒との交流を推進します。</li> </ul>

## ◇数値指標

指 標	現 在 値	令和12年度（5年後）
老人クラブ数	38 クラブ (令和7年4月)	40 クラブ
サロン設置数	44 サロン (令和7年4月)	50 サロン

## (2)地域で支え合うネットワークづくり

高齢者や障がい者、こどもなど、支援が必要な人に対しては、地域の個人や地域活動団体などがつながり合って支援する、それぞれのニーズに合ったネットワークづくりが必要です。

地域で支え合うネットワークづくりは、日常生活の中での助け合いや、緊急時の相互支援体制の基盤となり、地域福祉の推進にとって重要な役割を果たします。

地域の活動や交流の機会を通じて情報を伝え、みんなが共有できる体制を整え、地域住民をはじめとして民生委員・児童委員、ボランティア団体等の市民活動団体、社会福祉協議会などが互いに交流・連携を深めるとともに、団体間や地域間で協力しながら活動を充実させ、地域のネットワーク体制を整えることが必要です。

それぞれの地域に合った、支え合い・助け合いのネットワークづくりの強化に取り組みます。

### ◇住民・地域に期待すること

<p style="text-align: center;"><b>自 助</b></p> <p>住民一人ひとりに大切にしてほしいこと ことや取り組んでほしいこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「困ったときはお互いさま」の気持ちを大切にしましょう。</li> <li>・地域のつながりづくりに積極的に参加し、顔の見える関係を築きましょう。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>互助・共助</b></p> <p>地域全体で取り組んでほしいこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の課題を把握し、地域全体で共有しましょう。</li> <li>・住民主体の地域活動を支援し、地域全体で取り組みを推進しましょう。</li> <li>・誰一人取り残すことなく、地域の多様な人々の声に耳を傾けましょう。</li> </ul>

### ◇取り組み内容

<p style="text-align: center;">地域ネットワークの強化</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区長、民生委員・児童委員、福祉推進員による三者懇談会を定期的で開催し、意見交換や情報を共有し、地域ネットワークの強化を促進します。</li> <li>・自治会による転入者への地域情報の提供や、民生委員・児童委員による見守り活動を通じた顔がみえる関係づくりを推進します。</li> <li>・多職種・多機関が連携し地域ケア会議を開催するなど、地域包括ケアの推進を図ります。</li> <li>・避難行動要支援者の名簿や個別避難計画の策定、防災訓練などを通じた、災害時に備えた支え合いネットワークの強化を推進します。</li> </ul>

## (3)地域で支え見守るしくみづくり

少子高齢化の進行、核家族化や単身世帯の増加、地域住民同士のつながりの希薄化など、暮らしを取り巻く環境が大きく変化しています。従来であれば、地域の中で自然に行われていた助け合いや声かけといった関係性が失われつつあり、孤立する高齢者や障がい者、子育て中の人など、日常生活の中で支援が必要であっても、その存在が見えにくくなっている現状があります。

地域における支援を必要とする人々を早期に把握し、支援につなげていくためには、「気づき」「つなぎ」「支える」といった地域で見守るしくみが不可欠です。

地域住民や自治会、行政、社会福祉協議会、関係機関などが連携した見守り体制の強化を図るとともに、サロンや交流拠点を活かした住民同士の見守りを推進していきます。

また、制度の狭間にあって支援に結びつきにくい人や、支援を求めることが難しい人に対しても、日常的な見守りや声かけによって、さりげなく支援の糸口をつかむことができる地域づくりが大切です。

地域住民一人ひとりが「地域の一員として誰かを見守る、気にかける」という意識を持ち、無理のない形で関わることができるような、継続可能な見守りに取り組みます。

### ◇住民・地域に期待すること

<p style="text-align: center;"><b>自 助</b></p> <p>住民一人ひとりに大切にしてほしいこと ことや取り組んでほしいこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつや日常的な声かけを通じて、変化がないかを感じ取りましょう。</li> <li>・地域で行っている見守り活動に積極的に参加しましょう。</li> <li>・自分で対応できないことは、ためらわずに関係機関へ相談しましょう。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>互助・共助</b></p> <p>地域全体で取り組んでほしいこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無理のない範囲で支え合う地域づくりに取り組みましょう。</li> <li>・助けを求めやすい雰囲気をつくりましょう。</li> </ul>

### ◇取り組み内容

<p style="text-align: center;">高齢者を支え見守るしくみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあい配食サービスや、見守りネットワークによる民生委員・児童委員の見守り活動を継続的に行い、必要な支援へつなぐ体制を強化します。</li> <li>・はいかい高齢者家族への支援やSOSネットワーク事業など、認知症高齢者への見守りに取り組みます。</li> <li>・サロンなど活動拠点を活かした住民同士の見守りを推進します。</li> <li>・住民を対象とした講演会や研修会などを行い、高齢者支援のための知識や理解を深めます。</li> <li>・生活支援コーディネーターによる高齢者の実態把握と課題解消に向けた、住民主体のサービスの支援を推進します。</li> <li>・ヘルプアップ住ま居る事業など日常生活支援事業の周知を図り、必要な支援の提供につながるよう利用促進を図ります。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">障がいのある人を支え見守るしくみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北村山自立支援協議会による障がい福祉サービス事業所との情報共有のほか、相談支援専門員や民生委員・児童委員、学校、医療機関などが連携した見守り体制の強化を図ります。</li> <li>・買い物や家事援助などの生活支援に係る障がい福祉サービスを通じた、日常的な支援が届く体制づくりを推進します。</li> <li>・地域や行政、障がい者の通所サービス事業所が連携し、障がい者が活躍できる場所の創出を推進します。</li> <li>・ユニバーサルデザインを推進し、誰もが暮らしやすい環境づくりに努めます。</li> </ul>

#### こども・子育て世代を支え見守るしくみ

- ・街頭指導やP T Aによる見守り活動、地域のこどもの居場所における見守りなど、地域と行政、関係団体などが連携し、見守りを推進します。
- ・地域で見守り、地域全体で子育てに参加する風土づくりを推進します。
- ・ライフステージにおける切れ目のない子育て支援や、ひとり親家庭の生活の安定や自立支援、学習支援など、安心して子育てができる環境づくりを推進します。
- ・親子や子育て世代同士の交流の場を確保するため、こども食堂など地域の居場所づくりを推進し、地域全体での見守りを推進します。
- ・地域や学校、関係機関が連携し、ヤングケアラーや児童虐待、いじめなど、複合化・深刻化しやすい課題の早期把握・対応に努めます。

#### 制度の狭間にいる人たちを支え見守るしくみ

- ・自治会や民生委員・児童委員、郵便や新聞配達員など、地域と関わる人々と連携し、孤立や困難の兆候、変化に気づける体制の整備を推進します。
- ・狭間にいる人の把握しできるだけ早く支援につながるよう、地域と生活支援コーディネーターの連携を強化していきます。
- ・分野を超えた、本人だけでなく家族全体、生活全体を丸ごと支える体制づくりを推進します。
- ・ひきこもりや孤立しがちな人など、支援が届きにくい人へのアウトリーチ※による支援を推進します。

---

※アウトリーチ…福祉分野において、支援を必要としているにもかかわらず、自ら助けを求められない人々に対し、支援機関側から積極的に働きかけ、支援を届けること。

## 基本目標4 安全・安心に暮らせる環境づくり

### (1)災害時に対応できる支え合いの体制づくり

近年、地震や豪雨、台風などの自然災害が全国的に多発・激甚化する中で、地域における災害対応力の強化が喫緊の課題となっています。

山形県内においても、令和6年7月に記録的な大雨による災害が発生し、防災に対する関心は高まっています。

災害時に支援を必要とするような高齢者や障がい者などが取り残されることのない体制づくりが必要であり、そのためには行政による公的支援だけでなく、自主防災組織や地域住民、関係団体の連携が欠かせません。地域における日頃からの関係づくりや見守り体制を築き、災害時においても互いに支え合える体制につなげていくことが重要です。

日常的な福祉活動と防災活動を連動させながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。また、地域住民一人ひとりが、災害時に適切な行動をとるための知識と備えを持つことができるよう、地域全体で防災意識を高め、地域の災害への対応力を強化していきます。

#### ◇住民・地域に期待すること

<p style="text-align: center;"><b>自 助</b></p> <p>住民一人ひとりに大切にしてほしいこと ことや取り組んでほしいこと</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・非常時における出火防止や初期消火、救出援護、避難誘導などができるよう、地域や行政による防災訓練に積極的に参加しましょう。</li><li>・日頃から要配慮者※の把握に努め、地域の住民同士の交流を深めましょう。</li><li>・非常時に自分に必要なものを備えておくなど、自分にできる取り組みを実践しましょう。</li></ul>
<p style="text-align: center;"><b>互助・共助</b></p> <p>地域全体で取り組んでほしいこと</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・定期的な防災訓練や防災教室を開催し、避難体制について話し合う機会を作りましょう。</li><li>・要配慮者について把握し、関係機関などと情報を共有しておきましょう。</li><li>・ハザードマップ※に基づき、災害に弱い場所を確認し、地域での改善に努めましょう。</li></ul>

※要配慮者…災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人など、防災施策において特に配慮が必要な人。

※ハザードマップ…自然災害による被害が想定される区域や避難場所、避難経路を地図上に示したもの。

#### ◇取り組み内容

##### 災害に備えた防災対策と体制づくり

- ・避難場所や避難経路、災害の知識などについて、市ホームページや市公式LINE、広報紙、ハザードマップなどによる啓発・広報を行います。
- ・災害時に必要な対応や備蓄品などを学ぶ講座や、防災訓練などへの積極的な参加を促し、防災への意識向上を図ります。
- ・自治会、民生委員・児童委員などと共にハザードマップや避難行動要支援者\*の名簿を活用し、地区の要支援者の把握や避難誘導訓練を推進します。
- ・民生委員・児童委員による見守り活動を強化し、災害時に迅速に安否確認が行える関係づくりを推進します。

---

※避難行動要支援者…要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自力で安全な場所に避難することが難しく、避難行動に支援を要する人。

## (2)地域と連携した交通安全および防犯の推進

地域住民が安心して暮らし続けるためには、日常生活における安全の確保が不可欠です。

地域における交通事故においては、歩行者や自転車利用者が被害を受けやすく、特に高齢者や障がい者、こどもなど、移動に支援を必要とする人々にとっては安全に暮らし続ける上で見過ごすことのできない課題となっています。また、自転車や自動車、電動キックボードなど、様々な移動手段が増え、道路の利用の仕方が変化していることから、歩行者・自転車・自動車などの相互理解や基本的な交通ルールの徹底がより重要となっています。

こうした状況の中で、交通事故を未然に防ぐためには、環境の整備だけでなく、住民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、日常生活の中で安全行動を継続していくことが不可欠です。地域や関係機関が連携し、交通安全に関する啓発活動や講習会の開催などに取り組み、事故の危険性を正しく理解し、互いに配慮し合う地域の風土を育みます。

また、住民が安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、犯罪発生の抑止と安全な生活環境の維持を目的として防犯対策を推進していきます。地域の高齢者や障がい者、こどもなど、安全面で配慮が必要な人々の視点を踏まえ、地域ぐるみの見守りや情報共有体制を強化するとともに、住民一人ひとりが防犯への関心を持ち、主体的に防犯対策に取り組む地域づくりを目指します。

### ◇住民・地域に期待すること

<p style="text-align: center;"><b>自 助</b></p> <p>住民一人ひとりに大切にしてほしいこと ことや取り組んでほしいこと</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民一人ひとりが、交通安全を意識し、交通ルールや交通マナーを守るよう心がけましょう。</li><li>・不審な電話などがあった場合は、周りの人や警察などに相談しましょう。</li><li>・警察などの犯罪情報に留意し、自らの安全確保だけでなく身近なこどもや高齢者が犯罪に巻き込まれないよう気をつけましょう。</li><li>・隣近所とあいさつや声がけをし、見守り合える関係を築きましょう。</li></ul>
<p style="text-align: center;"><b>互助・共助</b></p> <p>地域全体で取り組んでほしいこと</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域での交通安全教室や防犯に関する学習会を開催するなど、意識を高める機会をつくりましょう。</li><li>・高齢者の見守りや登下校時のこども見守り活動を協力し合いましょう。</li><li>・地域への呼びかけや声をかけあい、特殊詐欺や悪質商法などの情報を地域で共有しましょう。</li></ul>

## ◇取り組み内容

交通安全に対する意識醸成
<ul style="list-style-type: none"><li>・地域全体で交通安全を支える意識の向上を図ります。</li><li>・市ホームページや広報紙などでの周知啓発や、地域での交通安全教室や学習会を通じた住民の交通安全意識の醸成を図ります。</li><li>・民生委員・児童委員や地域、関係機関が連携した見守り活動を推進します。</li></ul>
防犯対策の推進
<ul style="list-style-type: none"><li>・警察をはじめ関係機関・団体、地域と連携し、犯罪の未然防止に関する助言や情報提供を行い、住民の安全確保のための施策を推進します。</li><li>・民生委員・児童委員の見守り活動を通じた特殊詐欺などの情報提供や注意喚起、市ホームページや広報紙による広報・啓発活動を通じて、地域住民の防犯意識の高揚と知識の向上を図ります。</li><li>・あいさつ運動や声かけなど、地域や関係機関が連携した見守り活動や助け合いの仕組みづくりを推進します。</li></ul>

### (3)再犯防止の推進（東根市再犯防止推進計画）

犯罪や非行をした人の背景には、住宅や就労の不安定、家族や地域とのつながりの欠如、精神的・社会的孤立など、様々な福祉課題を抱えているケースがあります。

そのような状況の中で犯罪や非行から立ち直ろうとしても、仕事や住まいを確保できず経済的に不安定な生活に陥ってしまう、地域社会から孤立してしまう、情報が得られず適切な支援につなげられないなどの理由から、再犯に至る人も少なくありません。

平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）」が施行、平成29年12月には国の「再犯防止推進計画」が策定され、市町村は地域における再犯の防止に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。山形県においては、令和3年3月に「山形県再犯防止推進計画」が策定されました。

本市においても、誰もが安全で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、犯罪を未然に防ぐとともに、犯罪や非行をした人が社会において孤立することなく、地域での生活と社会復帰を支え、社会全体で再犯防止と地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。

### ◇住民・地域に期待すること

<p style="text-align: center;"><b>自 助</b></p> <p>住民一人ひとりに大切にしてほしいことや取り組んでほしいこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再犯防止や立ち直りに関する取り組みに関心を持ちましょう。</li> <li>・犯罪や非行をした人、その家族に対する偏見を無くしましょう。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>互助・共助</b></p> <p>地域全体で取り組んでほしいこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的なあいさつや声がけなど、無理のない範囲での緩やかな見守りを行い、孤立の防止に努めましょう。</li> <li>・地域での異変や生活上での困りごとに気づいた場合は、本人を追い詰めることなく、行政や関係機関につなぎましょう。</li> </ul>

### ◇取り組み内容

就労の支援・住居確保による支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者自立支援事業の活用や、ハローワークなどの関係機関・協力雇用主と連携し、生活困窮者や高齢者、障がい者などの就労に関する支援を推進します。</li> <li>・市営住宅の募集などに関する情報提供を行い、入居機会の確保に取り組みます。</li> <li>・住宅確保給付金の活用による、安定した住居の確保と就労自立を支援します。</li> </ul>
保健医療・福祉サービス利用の促進
<ul style="list-style-type: none"> <li>・出所者などが、速やかに保健医療・福祉的支援を受けることができるよう、矯正施設<sup>※</sup>や保護観察所、更生保護施設<sup>※</sup>などの関係機関と連携し、情報共有を図ります。</li> <li>・罪を犯した人の性質や特徴を踏まえ、各種福祉制度に基づくサービスの提供を行います。</li> </ul>
学校と連携した修学支援と非行の防止の推進
<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定した学校生活を送れるよう、学習支援や心のケアなどの支援を推進します。</li> <li>・薬物乱用防止教室など、児童・生徒の非行の未然防止に関する活動を推進します。</li> <li>・青少年の健全育成に関わる活動を行っている団体と連携し、青少年の健やかな成長と人間性を育むための運動を推進します。</li> </ul>
民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護司会や更生保護女性会などの民間協力者の活動に関する協力、支援を行います。</li> <li>・「社会を明るくする運動<sup>※</sup>」などを通じた、犯罪や非行の防止と更生に関する啓発活動に取り組みます。</li> <li>・市ホームページ、市公式LINE、広報紙などを活用し、再犯防止と更生保護に関する情報を発信に取り組みます。</li> </ul>

※矯正施設…罪を犯した人や非行のある少年などを収容する施設。刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院。

※更生保護施設…保護観察所が宿泊場所や食事の供与、就職援助、生活指導などを委託する施設。

※社会を明るくする運動…すべての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした者たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする運動。

#### (4)外出しやすく、思いやりのある地域づくり

こどもや高齢者、障がい者など、すべての住民が安心して快適に生活するためには、道路や公共施設の整備、日常生活における移動手段の確保など、生活しやすい環境の整備が重要です。

誰もが積極的に社会参加できるよう、バリアフリー\*やユニバーサルデザイン\*の周知や整備を推進し、住民の理解を深めるとともに、移動手段の確保や利便性を高め、安心して生活できる環境づくりに取り組みます。

また、地域で暮らすすべての人が、性別や年齢、障がいの有無、国籍や文化的背景などの違いを理由に偏見や差別をすることなく、一人ひとりの人権や価値観、個性を尊重し、多様性を認め合い、支え合う「心のバリアフリー」の普及に取り組み、福祉に対する理解を深め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

#### ◇住民・地域に期待すること

<p style="text-align: center;"><b>自 助</b></p> <p>住民一人ひとりに大切にしてほしいこと ことや取り組んでほしいこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における危険な箇所や、介助や手助けが必要な場所を把握しましょう。</li> <li>・自己優先な行動にならないよう周囲に配慮した行動をしましょう。</li> <li>・一人ひとりの個性や価値観を認め、違う立場や状況にある人を理解し、思いやりのある行動をしましょう。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>互助・共助</b></p> <p>地域全体で取り組んでほしいこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における危険な箇所や、介助や手助けが必要な場所を把握し、地域でできる改善や補修を行いましょ。</li> <li>・違う立場や状況にある人も、地域に溶け込みやすい雰囲気づくりや、自治会活動や地域と交流できる場を通じてお互いの理解を深める機会をつくりましょう。</li> </ul>

#### ◇取り組み内容

<p style="text-align: center;">出かけやすい環境の整備</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリーやユニバーサルデザインの視点をもとに、道路や公園、公共施設の整備を推進します。</li> <li>・タクシー利用券の交付を通じた、継続的な移動手段の確保に努めます。</li> <li>・市ホームページや広報紙を活用し、バリアフリーやユニバーサルデザインの理解促進を図ります。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">心のバリアフリーの推進</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東根市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、障がい者週間を活用した啓発活動を行い、障害に対する理解や心のバリアフリーの促進を図ります。</li> </ul>

- ・インクルーシブスポーツ※を通じた相互理解の促進と、思いやりの意識の醸成を図ります。
- ・保育所や学校と連携した、共生社会の理解を深める取り組みを推進します。
- ・「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、高齢者や障がい者、こどもの尊厳のある生活を守るため、虐待防止を推進します。
- ・性的マイノリティへの正しい理解の普及推進を図り、多様な生き方、多様な考え方を互いに認め合い尊重できる地域づくりに努めます。

---

※バリアフリー…障がいのある人が社会生活をしていく上で、バリアとなるものを除去すること。

※ユニバーサルデザイン…施設や製品などについては、新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方のこと。

※インクルーシブスポーツ…障害の有無、年齢、性別、国籍などに関わらず、誰もが共にスポーツを楽しみ、多様性を認め合う全員参加型のスポーツ活動のこと。

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進体制

本計画を推進し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らすためには、行政だけの取り組みでは不十分であり、市民と行政の協働が不可欠です。

また、それぞれの地域に応じた多様な福祉ニーズに対応するためには、その地域で活動する自治会や民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人、福祉事業者などの取り組みも重要です。

本計画の推進にあたっては、地域福祉を担うそれぞれの主体が、相互に連携を図り、役割を果たしながら計画を進めていくことが大切です。

#### (1)市民の役割

地域福祉の推進のためには、市民一人ひとりが地域福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人であることを再認識することが大切です。そして、一人ひとりが自らの地域を知り、地域の生活課題や福祉に関する課題に気づき、行動することが重要です。

そのために、日頃からのあいさつや見守り等の日常的な近隣同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動に積極的に参加するといった、地域福祉の担い手として地域社会に参画することが期待されます。

#### (2)地域の役割

民生委員・児童委員は、身近な相談支援者として、日常的な見守りや声かけを通じて支援を必要とする人の早期把握を行うとともに、適切な支援につなげる「つなぎ役」としての役割が期待されます。

また、ボランティア団体やNPO法人等は、地域の多様なニーズに応じた柔軟な活動を展開し、市民主体の支え合いの取り組みを推進する役割が期待されます。さらに、その専門的な知識を活かし、社会福祉協議会や自治会等と連携し地域活動を支援する役割も求められています。

#### (3)福祉事業者・団体の役割

福祉事業者や団体は、地域社会の一員として、福祉サービスや医療等の専門的な技術を活かして住民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、サービスの質の向上や質の高いサービスの提供、情報の発信など、サービスを利用しやすい環境づくりが求められています。

さらに、様々な分野のサービス事業者や地域との連携を図ることで、地域のつながりや支え合いに対する支援が期待されます。

#### (4)社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中核的な団体として、市民、民生委員・児童委員や関係団体、行政との連携を図りながら、地域における支え合い体制の構築をコーディネートする役割が求められています。

また、社会福祉協議会において地域福祉活動計画を策定し、地域福祉計画と連携しながら、計画的な事業の推進を図ることが期待されます。

#### (5)行政の役割

行政がこれまで取り組んできた福祉サービスの提供は、今後も実態やニーズに即して着実に推進を図っていくことが求められます。市民及び関係団体等の地域福祉に関する活動に対し、その自発性を尊重するとともに、引き続き主体的に地域活動に参加できるよう、多様な参加機会や情報の提供等の必要な支援を行います。

また、福祉分野だけでなく、保健、医療、就労、教育等の様々な分野にまたがった、新たな地域福祉を展開しやすいしくみや体制づくりに努めます。

## 2 計画の周知

本計画の基本目標や施策などについて、市民、関係機関・団体、事業者、行政、社会福祉協議会など、計画に関係する全ての人が共通した理解を持つことが重要です。

このため、市の広報紙やホームページ等の多様な媒体を活用するほか、あらゆる機会を通じて積極的な周知を行います。

また、地域や関係団体と連携し、身近な場での周知・啓発の推進に努めます。

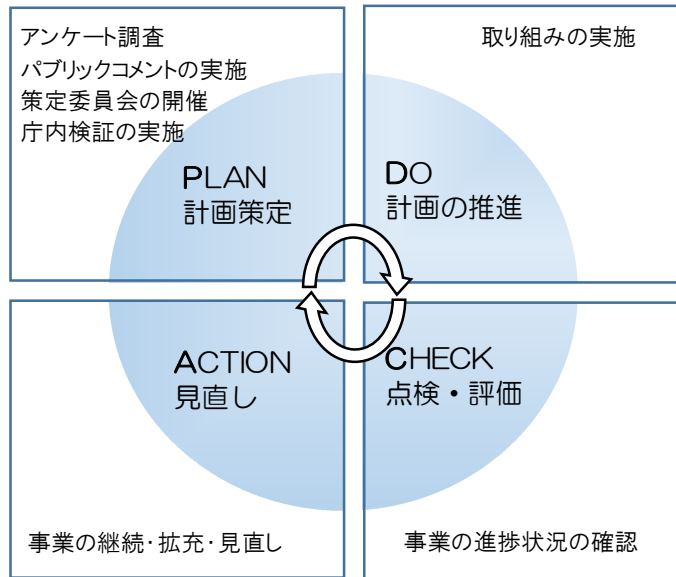
## 3 計画の実施状況の点検・評価・見直し

計画の評価・見直しについては、PDCAサイクルに基づいて実施することで、計画の着実な推進を図ります。

本計画の着実な推進のため、関係各課の相互の連携・調整を図り、全庁的な体制のもと、計画の進捗状況の把握・点検、評価・見直しに努めます。

本計画では、地域福祉計画策定委員会により計画を策定し、その計画に基づき、市民、地域の団体・機関、行政などが協働して地域福祉の推進に向けた様々な活動を実施していきます。

■ P D C A サイクルに基づく計画推進のイメージ



# 資料編

# 1 アンケート調査の結果

## (1)調査の方法

### ア 調査対象

市内在住の20歳以上の市民（無作為抽出） 1,000人

### イ 調査方法

郵送などにより調査票を配布・回収

### ウ 調査時期

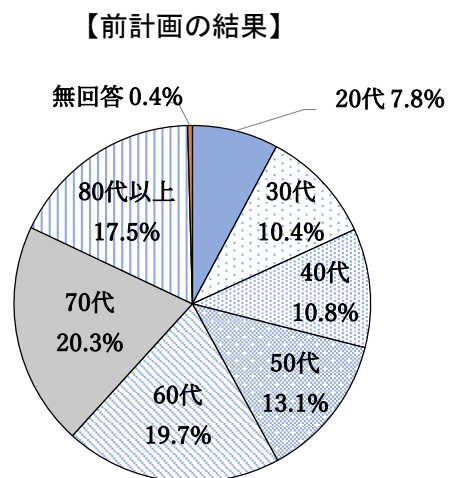
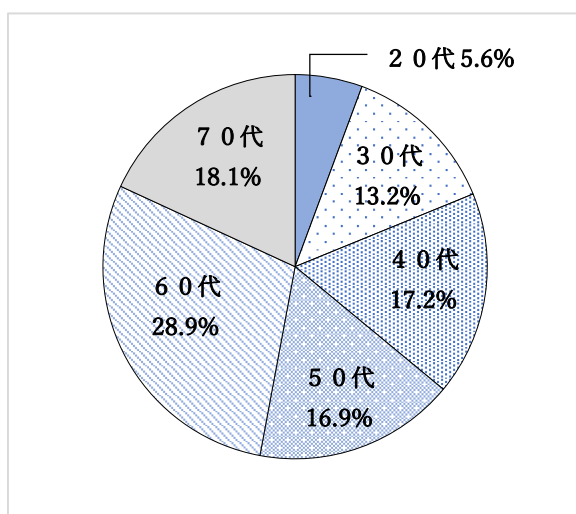
令和6年12月下旬～令和7年1月下旬

### エ 回収結果

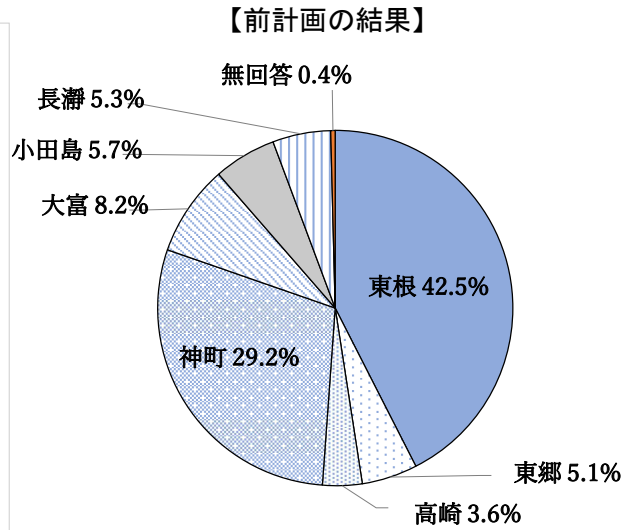
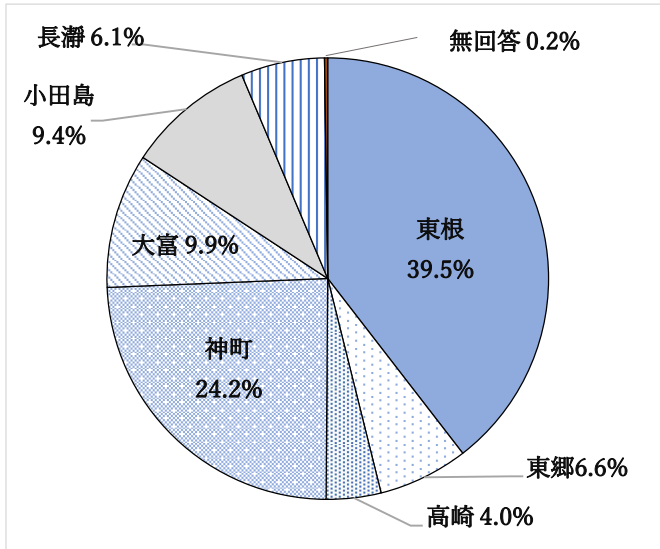
配布数 1,000人 回収数 425人 回収率 42.5%

区分\地区	東根	東郷	高崎	神町	大富	小田島	長瀬	無回答
配布数	397	64	35	267	98	86	53	
回答数	168	28	17	103	42	40	26	1

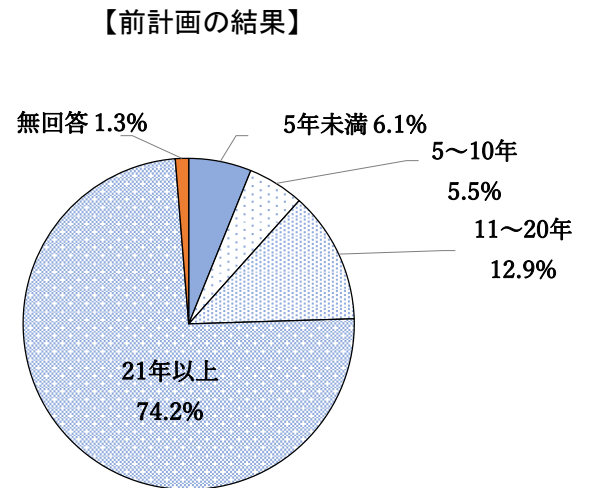
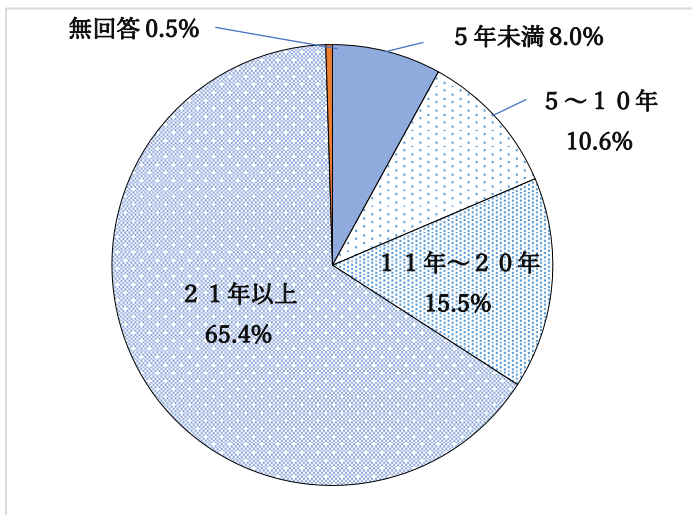
問1 ①あなたの年齢をお聞かせください。



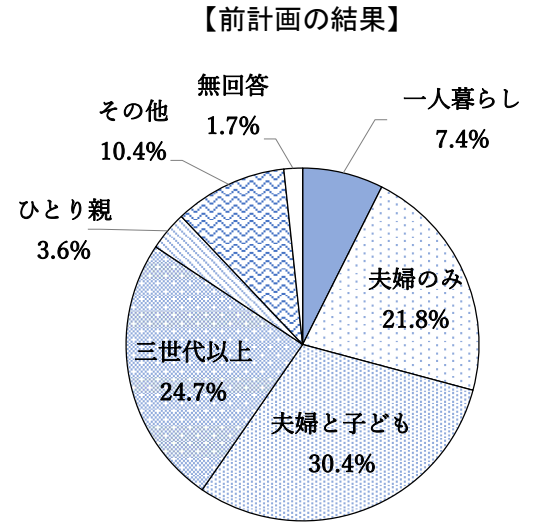
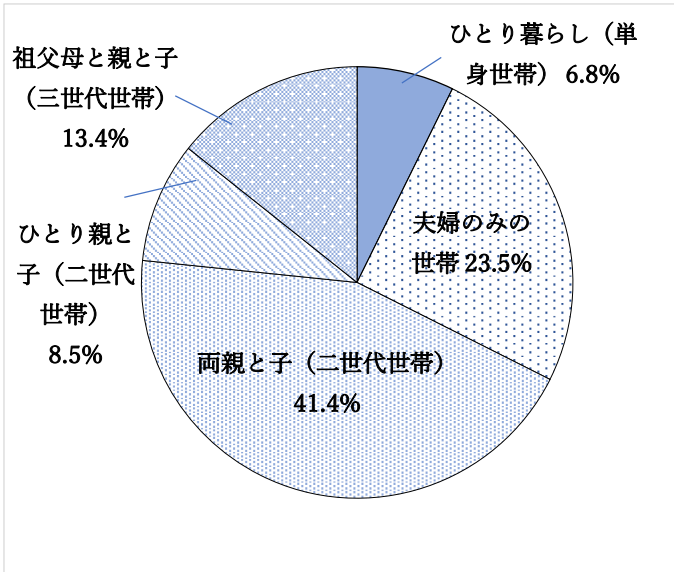
問1 ②あなたのお住いの地区をお聞かせください。



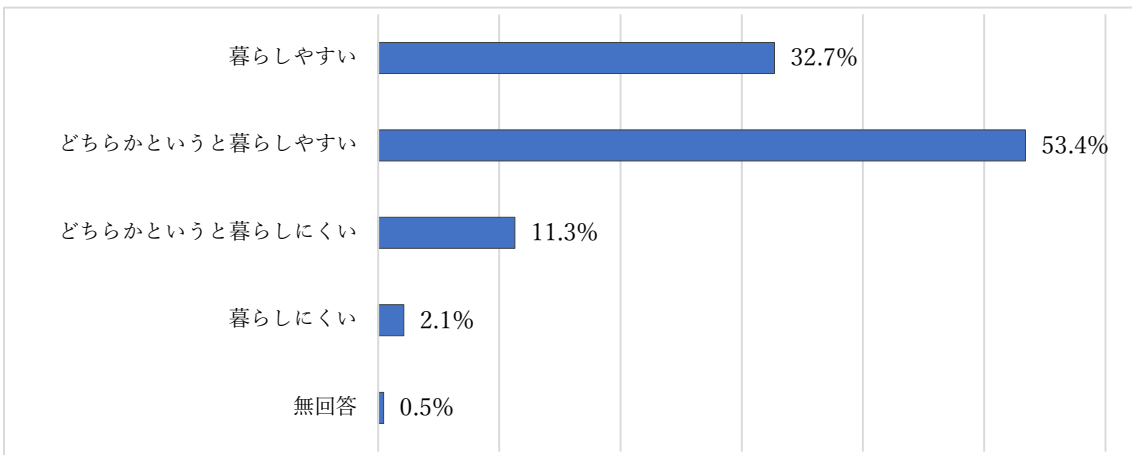
問1 ③あなたは東根市にお住まいになって何年になりますか。



問1 ④あなたの家族構成についてお聞かせください。

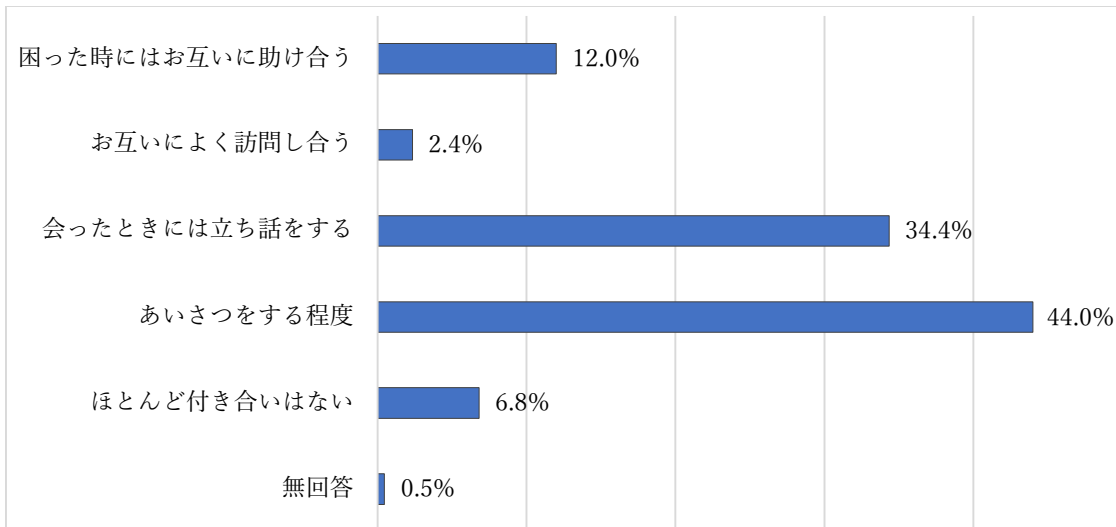


問2 あなたは、お住まいの地域に暮らしやすさを感じていますか。(該当するもの1つに○)



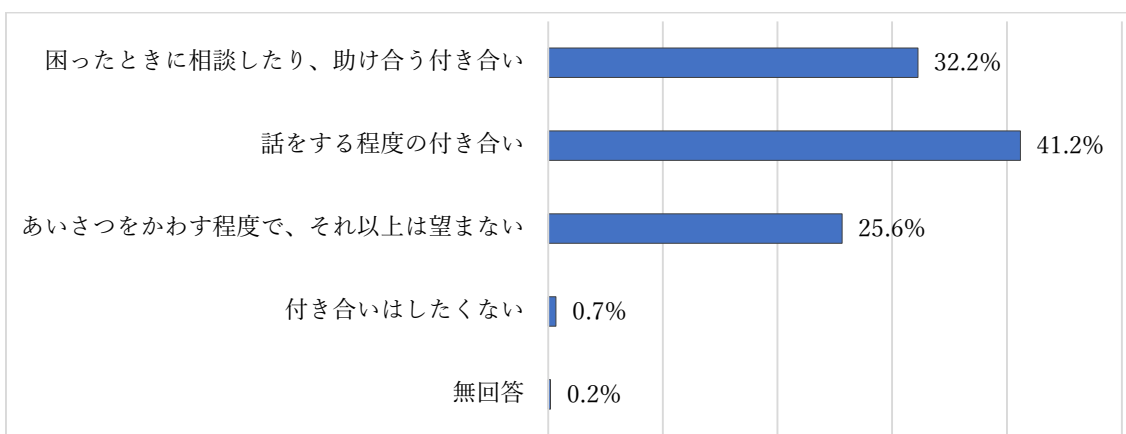
▶「暮らしやすい」「どちらかという暮らしやすい」と感じている人が、8割を占めています。

**問3 現在、あなたはご近所とのお付き合いをどの程度していますか。（該当するもの1つに○）**



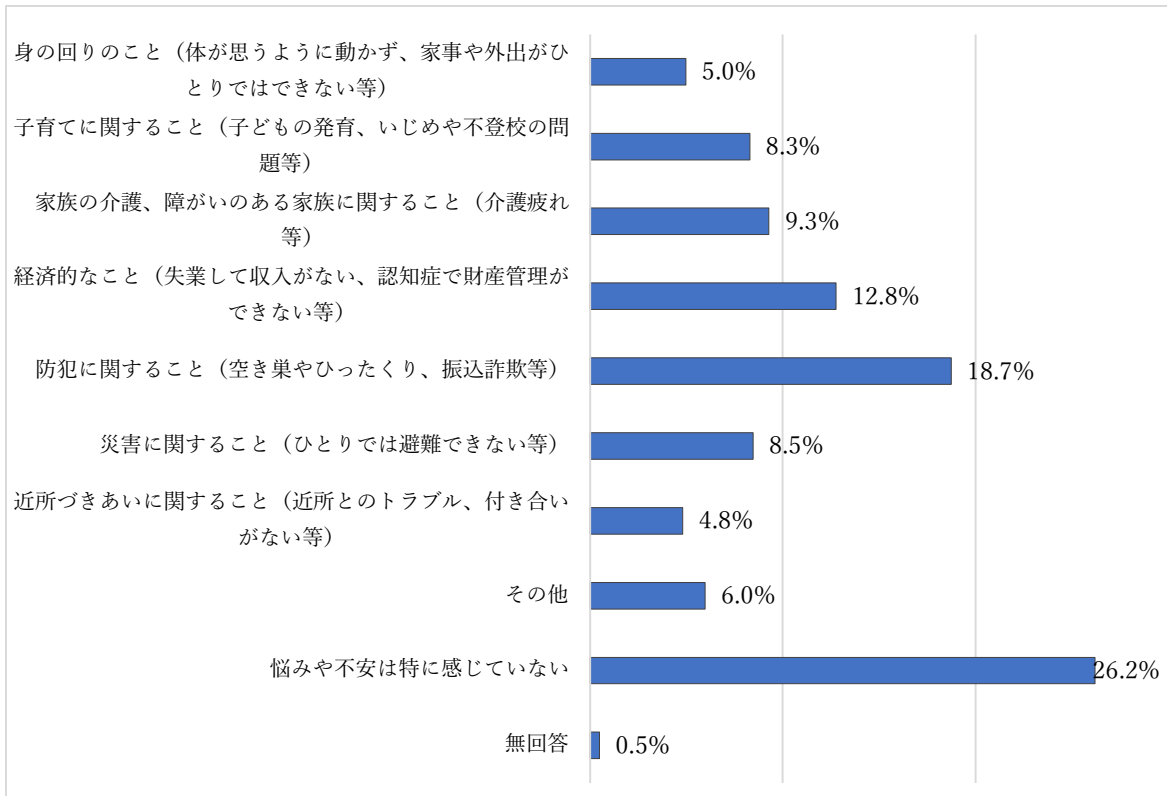
▶「困った時にお互いに助け合う」「お互いによく訪問し合う」ような、親密度がより大きい付き合い方をしている人は、14.4%であり、「会ったときに立ち話」や「あいさつをする」付き合い方をしている人が8割を占めています。一方で、ほとんど付き合いがない人は6.8%を占めています。

**問4 あなたは今後、どのような近所づきあいをしたいですか。（該当するもの1つに○）**



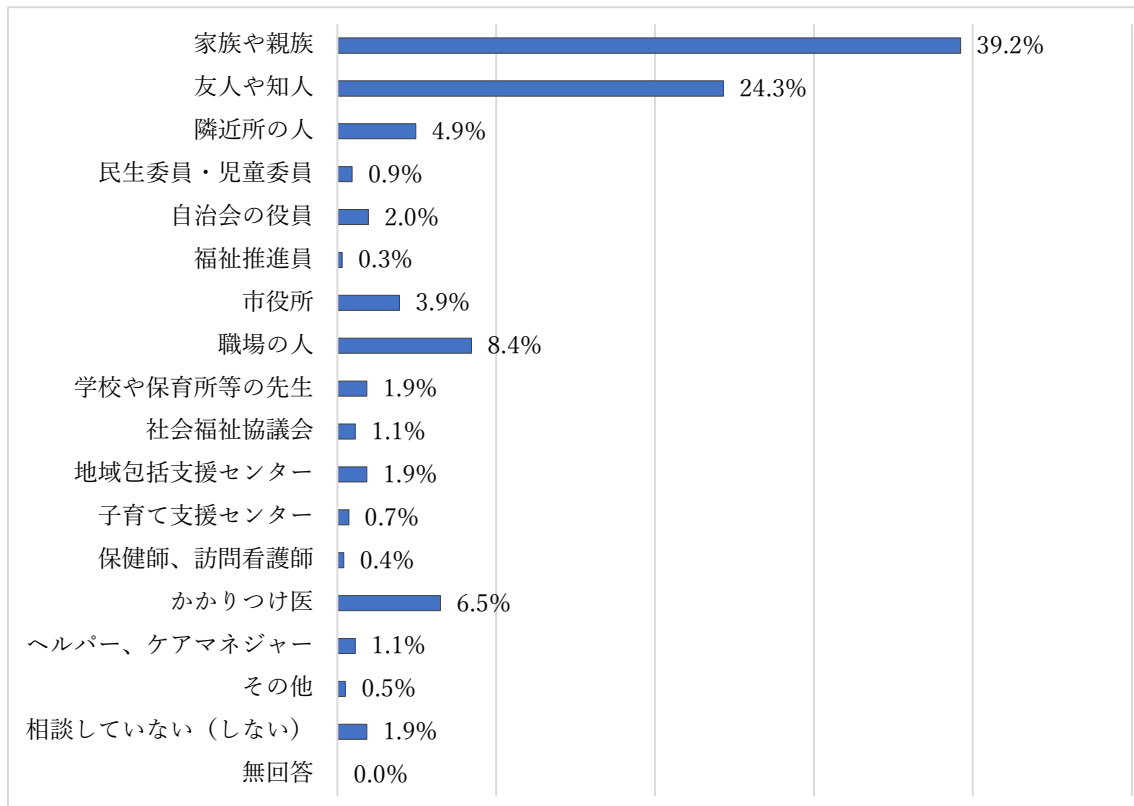
▶「困ったときに相談したり、助け合う付き合い」「話をする程度の付き合い」を望んでいる人は、7割を占め、「あいさつをかわす程度」を含めると9割を占めています。ほとんどの人が、近所づきあいを必要と感じているようです。

**問5 あなたは毎日の暮らしの中で、次のどのようなことに悩みや不安を感じていますか。（該当するものすべてに○）**



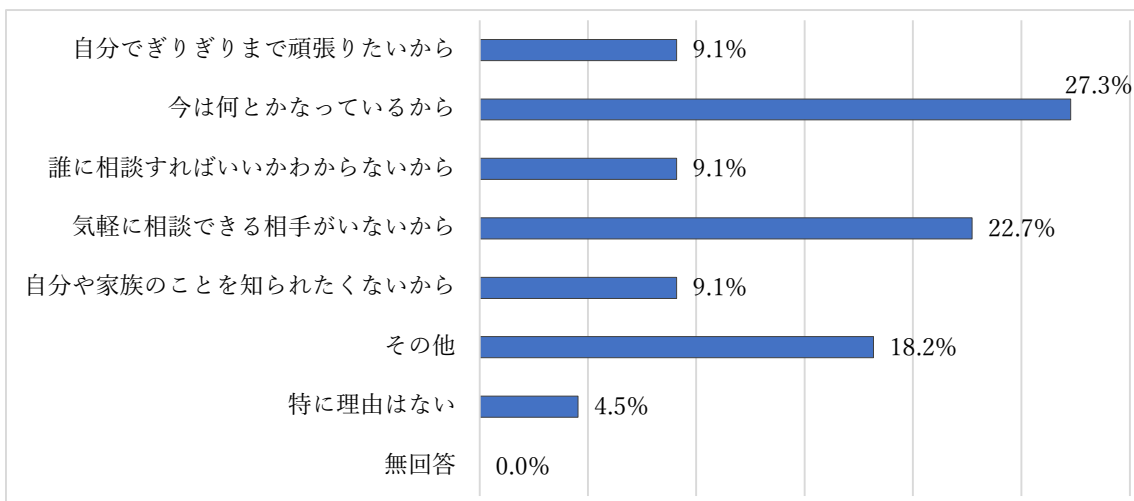
▶悩みや不安は特に感じていないと回答した人が、最も多く占めているが、その他の回答として、「ひとりの生活になった時の不安」「老後の生活の不安」など、将来に不安を感じている人がいるようです。また、「除雪に関すること」や「交通の不便さ」「ムクドリや農作業の騒音」など、生活に関わる悩みを抱えている人もいました。

**問6 あなたは困ったときや不安に感じたりしたときに、誰（どこ）に相談しますか。  
（該当するものすべてに○）**



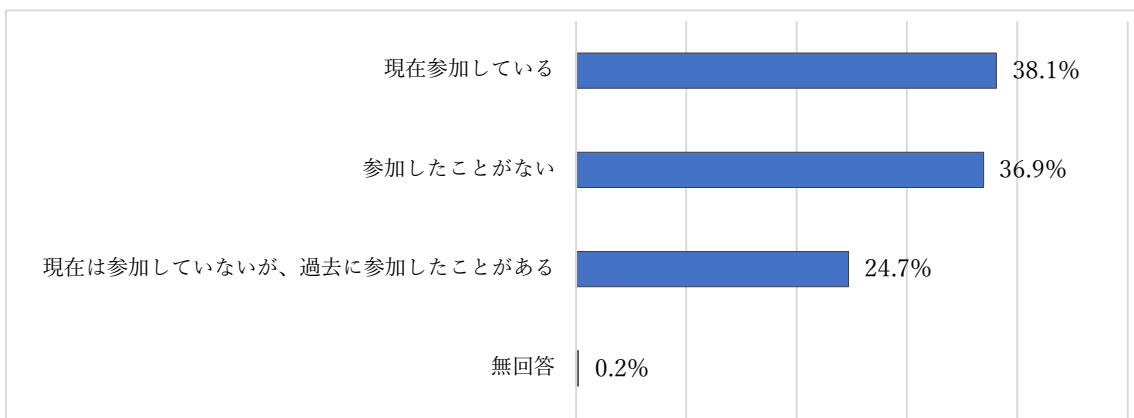
▶「家族や親族」「友人や知人」など、自分との関係性が近い人や信頼している人に相談している人が半数を占めています。一方で、1.9%の人が相談していない（しない）ようです。

**問6-1 あなたが相談していない（しない）理由は何ですか。（該当するものすべてに○）**  
**※問6で「相談していない（しない）」と回答した方のみ対象**



▶「気軽に相談できる相手がない」と回答した人が 22.7%を占めており、また「自分や家族のことを知られたくない」と回答している人は 9.1%を占めています。その他の理由には「諦めている」と回答している人が見受けられました。

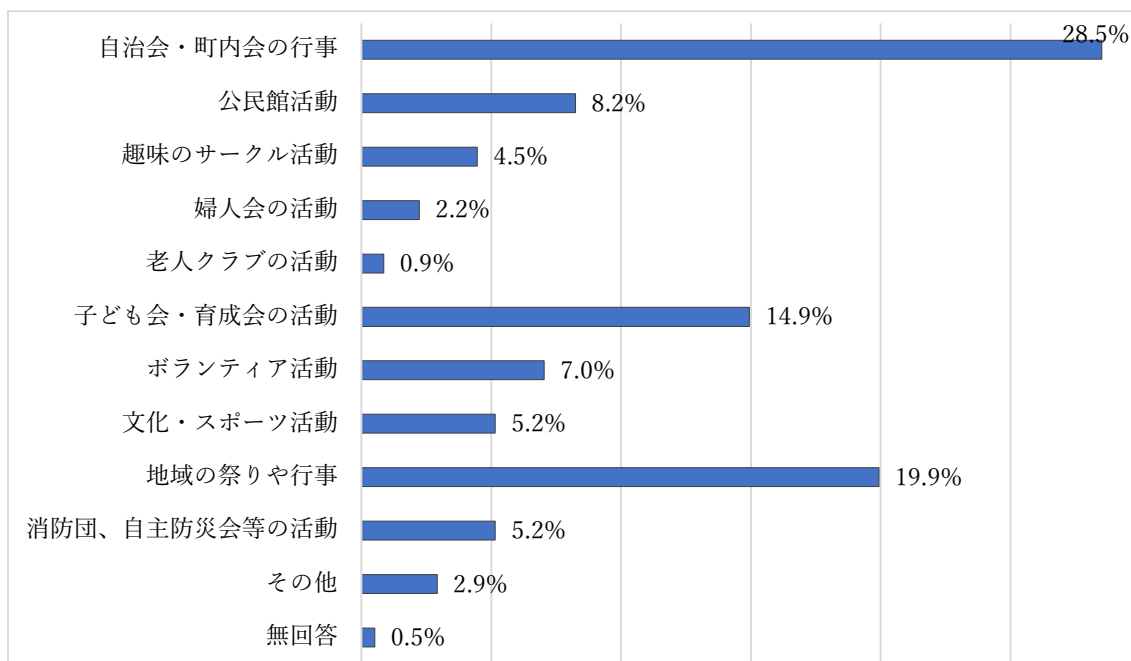
**問7 あなたは、地域活動やボランティア活動などに参加していますか。（該当するものすべてに○）**



▶「参加したことがない」「過去に参加したことがあるが、現在は参加していない」人が6割を占めており、現在参加している人よりも多くなっています。

問8 あなたが参加している（していた）地域活動やボランティア活動は、次のどのような活動ですか。（該当するものすべてに○）

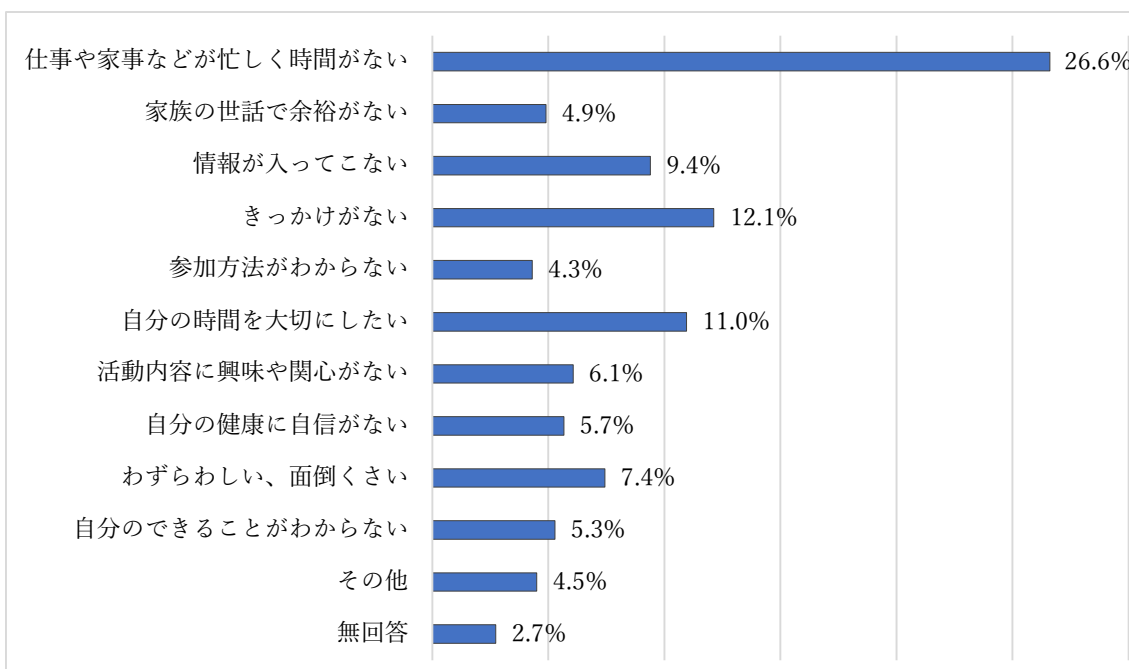
※問7で「現在参加している」「現在は参加していないが、過去に参加したことがある」と回答した方のみ対象



▶参加している（過去に参加していた）ボランティアとして、最も多かったのが「自治会・町内会の行事」であり、次いで「地域の祭りや行事」となっています。  
その他として「福祉推進員」「いきいきサロン」といった地域福祉活動や、「被災地の片付け作業」といった災害ボランティア活動がありました。

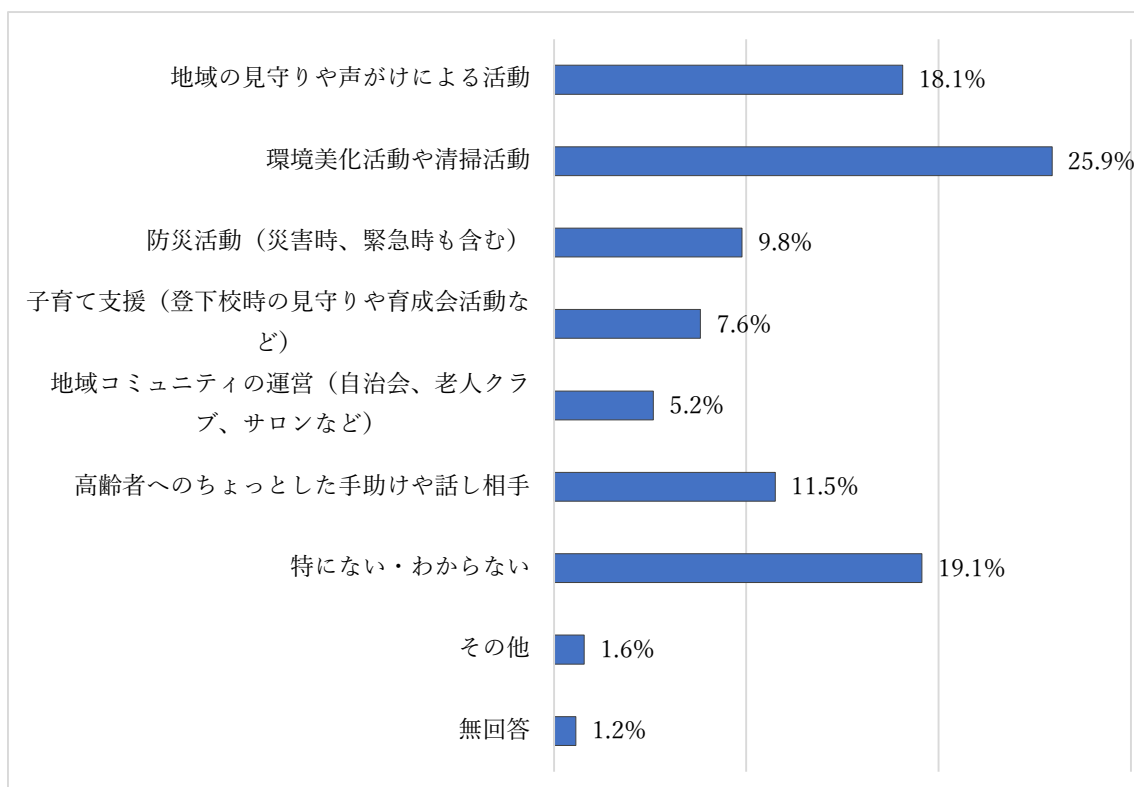
問9 あなたが地域活動やボランティア活動などに参加していない理由は何ですか。(該当するものすべてに○)

※問7で「参加したことがない」「現在は参加していないが、過去に参加したことがある」と回答した方のみ対象



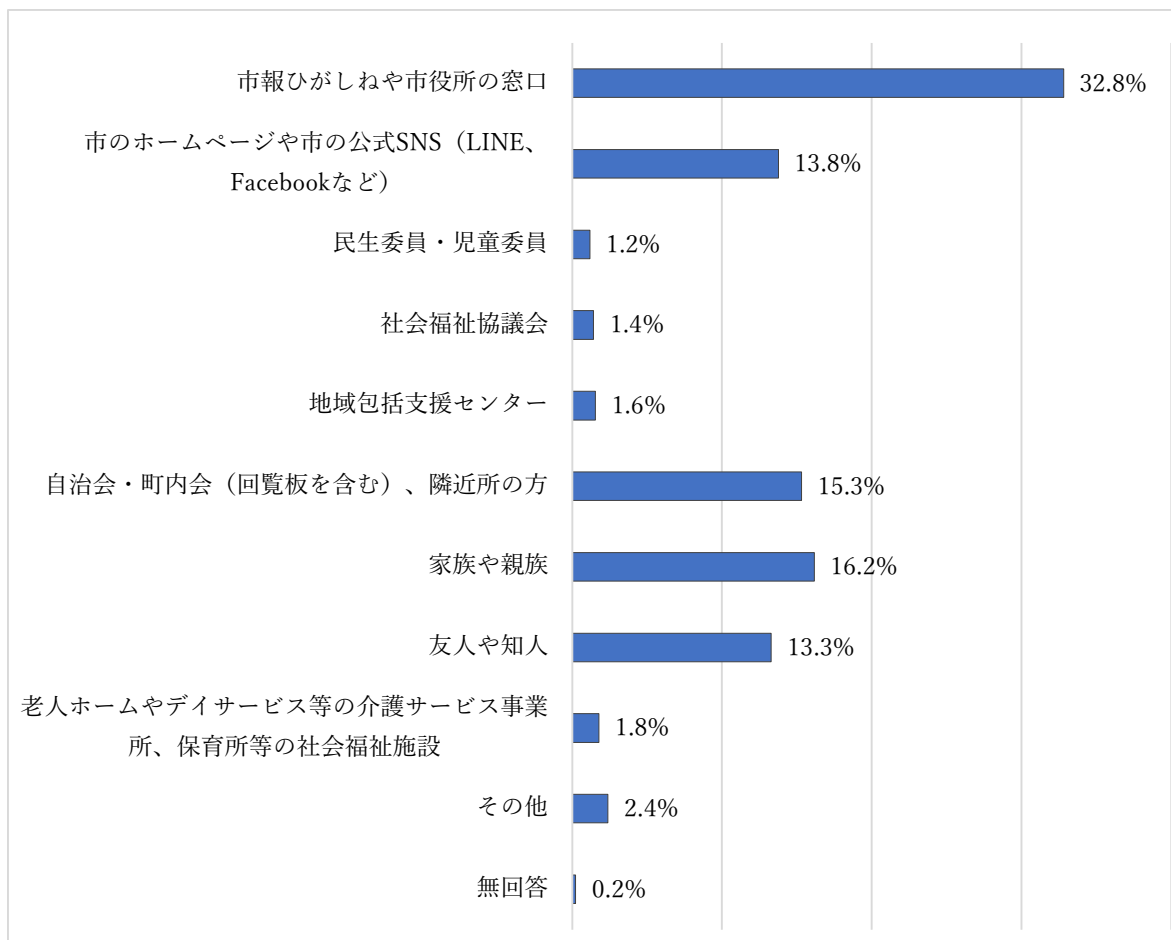
▶参加できない理由として、最も多かったのが「仕事や家事などが忙しく時間がない」であり、「家族の世話で余裕がない」も含めると31.5%の人が、時間的余裕がないことが理由になっているようです。一方で、「情報が入ってこない」「きっかけがない」「参加方法が分からない」「自分のできることがわからない」といった人も同じ割合を占めており、情報の提供や、参加に一步が踏み出せずにいる人への取り組みが課題になっています。

問10 あなたが「地域社会（隣近所や地区、学区、自治会などの範囲）」に貢献できることは何だと思えますか。（該当するものすべてに○）



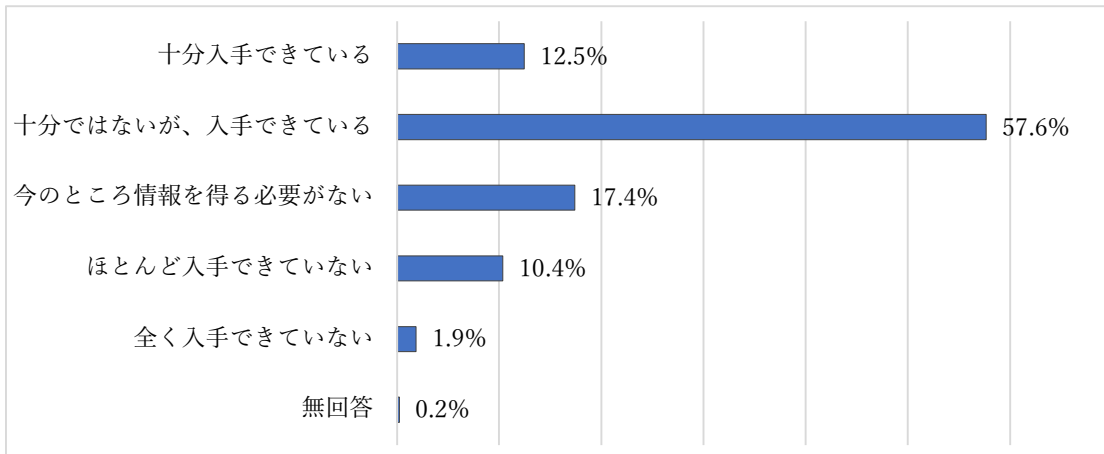
▶「地域の見守りや声かけ」「環境美化活動や清掃活動」など、身近なものから取り組むことができると感じている人が多いようです。一方で「特にない・わからない」と感じている人も多いことから、ボランティアについてわかりやすく周知していく必要があるようです。

問 1 1 あなたは、健康や福祉に関する情報をどこから主に入手していますか。(該当するものすべてに○)



▶「市報ひがしねや市役所の窓口」が最も多いですが、「自治会・町内会や隣近所の方」「家族や親族」「友人や知人」といった、人を介して情報を入手している人も多いようです。その他として「忙しいため、市報を見る余裕がない」といった回答がありました。

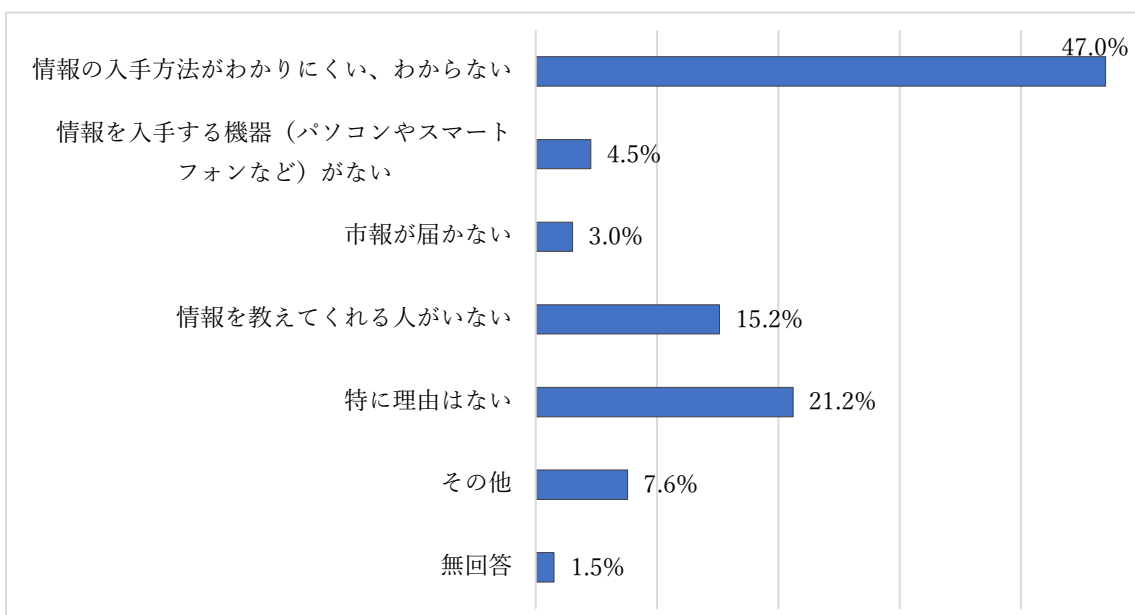
**問 1 2 あなたは、自分に必要な「健康や福祉に関する情報」をどの程度入手できていますか。（該当するもの1つに○）**



▶半数以上の方が、入手できているものの、十分な情報までは入手できていないと感じています。

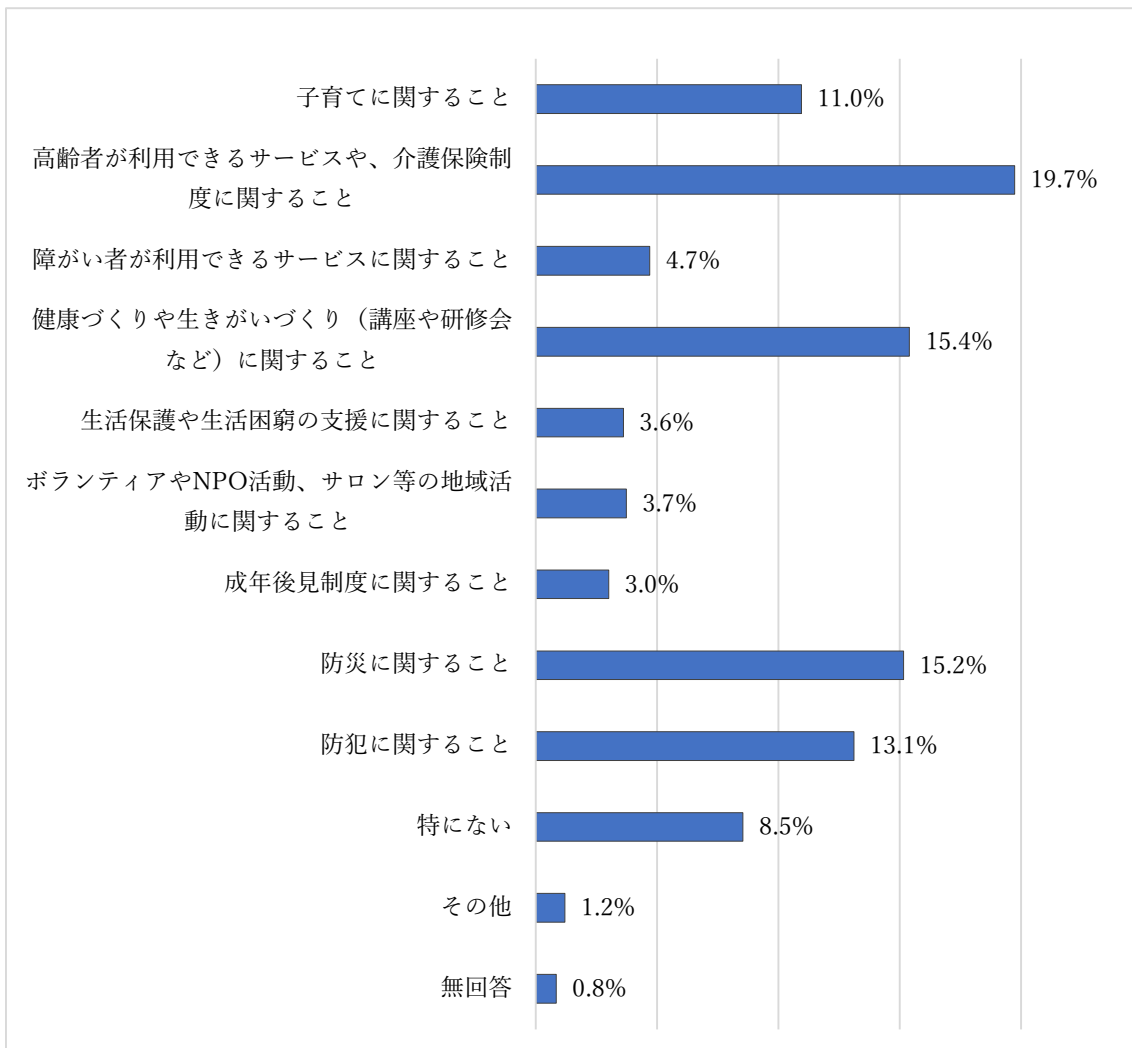
**問 1 3 それはどのような理由ですか。（該当するものすべてに○）**

**※問 1 2 で「ほとんど入手できていない」「全く入手できていない」と回答した方のみ対象**



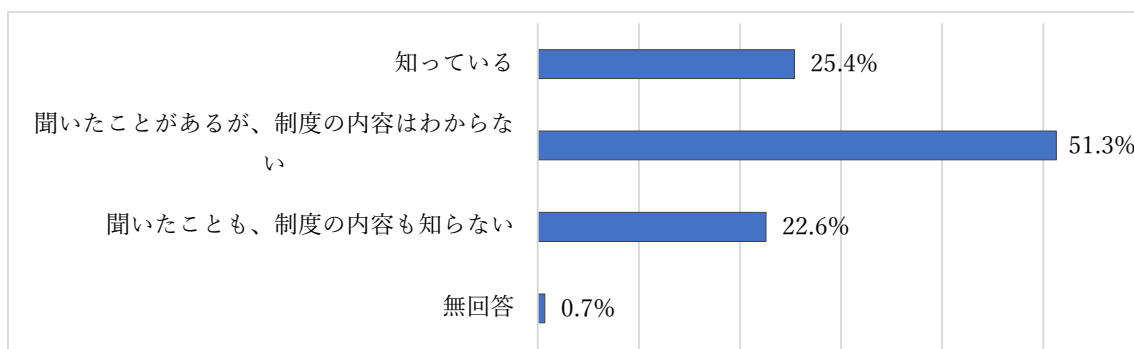
▶情報が入手できない理由として、「入手方法のわかりにくさ、わからない」と感じているようです。

問14 あなたが健康や福祉について知りたい情報は何ですか。  
(該当するものすべてに○)



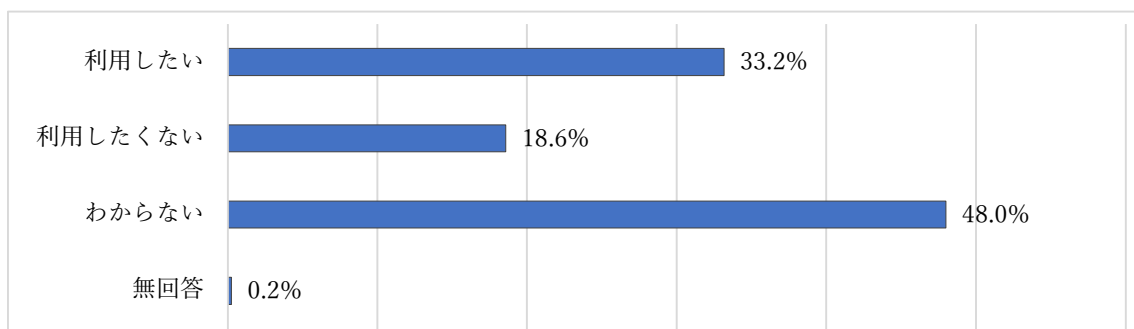
▶ 高齢者サービスや介護保険に関する情報を求めている人が最も多くなっています。防災や防犯など、安全安心な暮らしを求める人も多いようです。その他として、「健康診断やがん検診について」「健康維持に関する情報」「予防接種」「かかりつけ医の見つけ方」など、健康に関するものになっています。

問15 あなたは、「成年後見制度」について知っていますか。（該当するものすべてに



▶ 半数以上が、制度の内容を理解できていないようです。制度のわかりやすい周知が課題となっています。

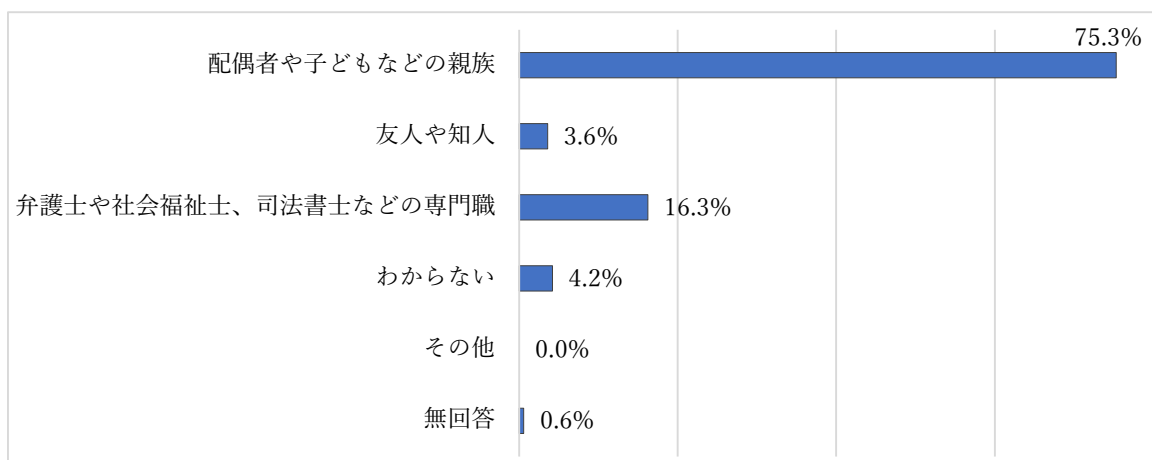
問16 あなた自身の判断能力が不十分になったとき、成年後見制度を利用したいと思います。（あてはまるもの1つに○）



▶ 「わからない」と回答した人が最も多く占めており、問15の制度の内容の理解から繋がってきています。

**問16-1 成年後見制度を利用することになった場合、誰に後見人になってもらいたいですか。（該当するものすべてに○）**

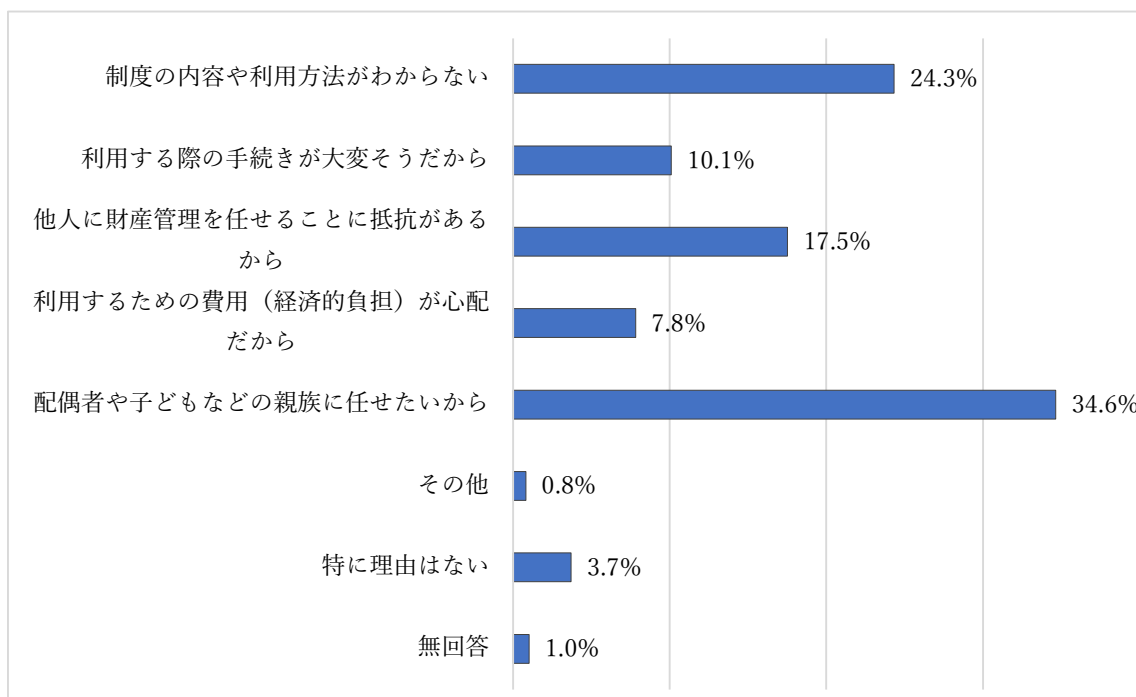
※問16で「利用したい」と回答した方のみ対象



▶ 「配偶者や子どもなどの親族」と回答している人が、最も多くなっています。

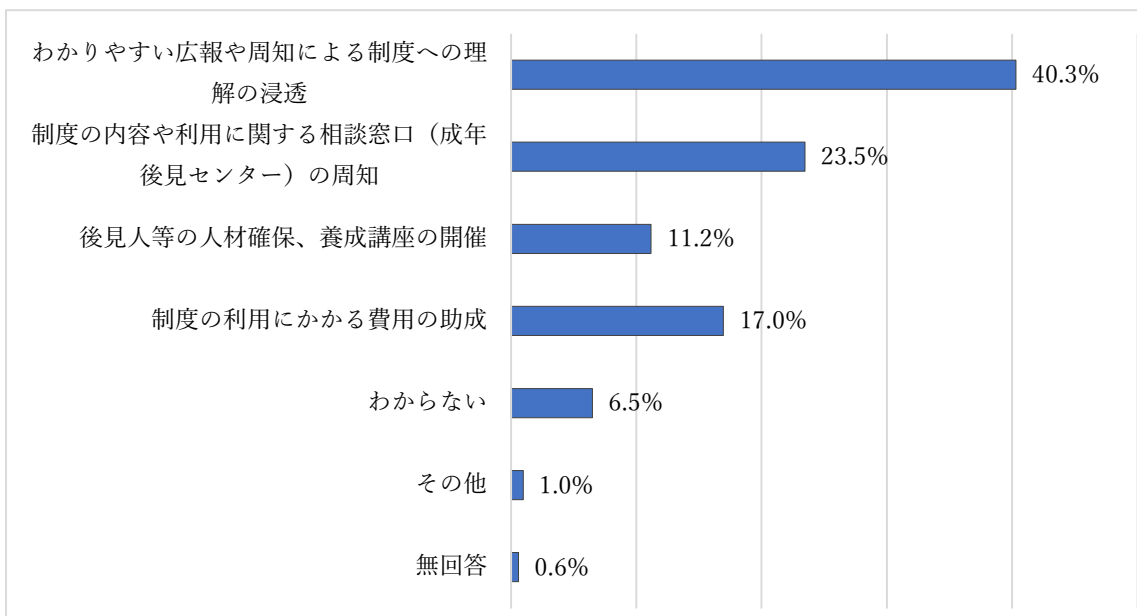
**問16-2 それはどのような理由ですか。（該当するものすべてに○）**

※問16で「利用したくない」「わからない」と回答した方のみ対象



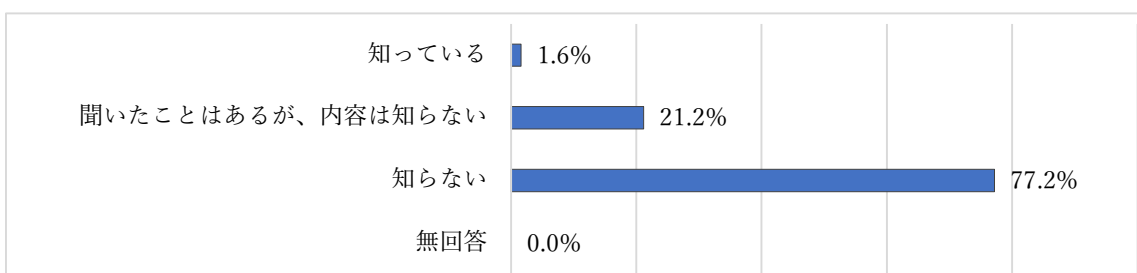
▶ 制度の利用方法や、利用する際の手続きについて「わからない」「大変そう」と感じている人が34.4%を占めています。制度のしくみや、利用の仕方についての情報提供を充実していくことが課題となっています。

**問17 成年後見制度の利用を促進し、制度を充実していくために、どのようなことが必要だと思いますか。（該当するものすべてに○）**



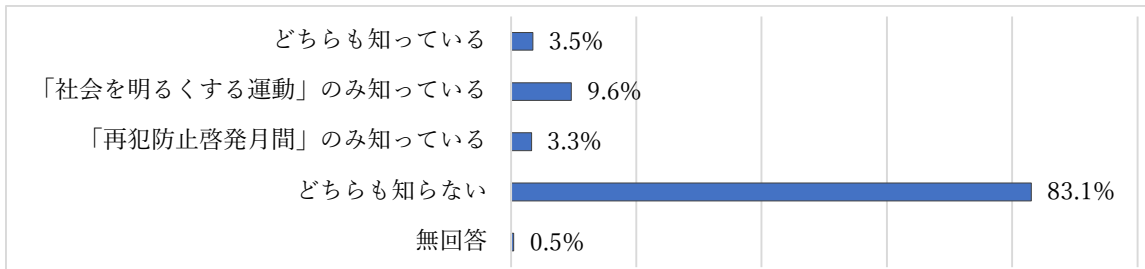
▶ 制度や相談窓口など、周知に関することが半数以上を占めています。広報や周知について充実させていくことが課題となっています。

**問18 あなたは「山形県再犯防止推進計画」について知っていますか。（該当するもの1つに○）**



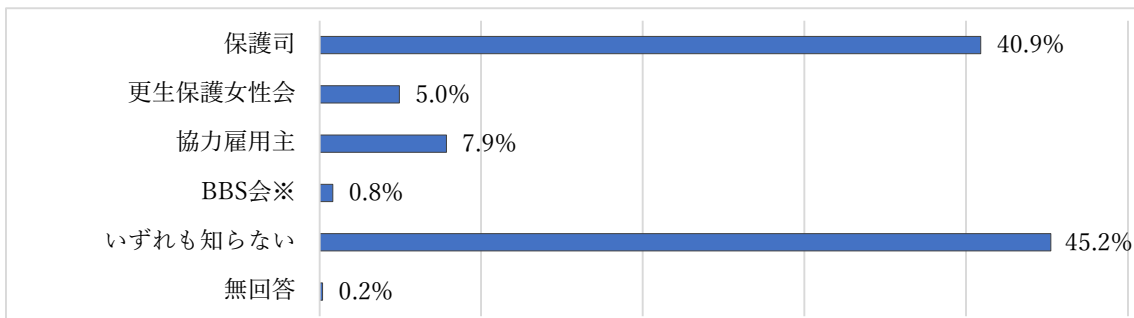
▶ 7割以上が「知らない」と回答しており、「聞いたことはあるが、内容は知らない」人を合わせると、9割以上を占め、認知度は低くなっています。

**問19 再犯防止に関する広報・啓発の取り組みである「社会を明るくする運動」または「再犯防止啓発月間※」を知っていますか。（該当するもの1つに○）**



▶ 「どちらも知らない」と回答した人が8割を占めており、認知度は低くなっています。

**問20 再犯防止に協力する民間協力者として、知っているものはありますか。（該当するものすべてに○）**

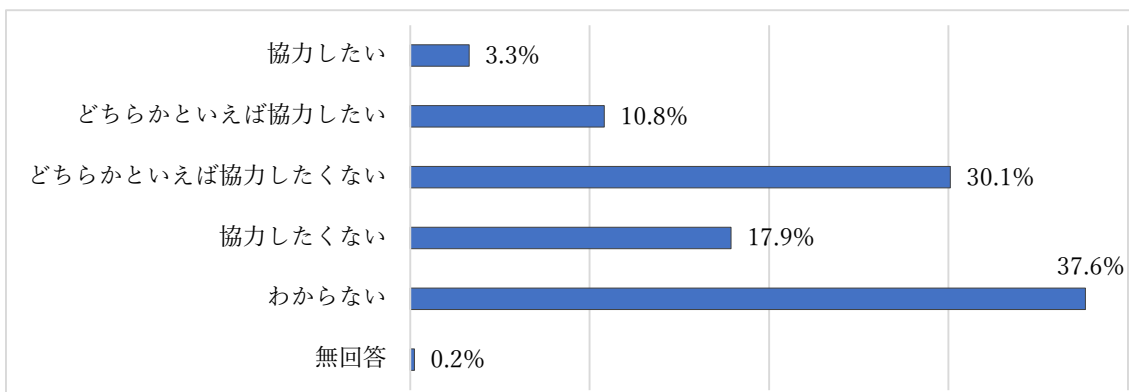


▶ 「保護司」の認知度は高くなっているものの、「知らない」と回答した人も半数近くを占めています。

※再犯防止啓発月間…平成28年12月に施行された再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）において、国民に広く再犯の防止等について関心と理解を深めてもらうために、毎年7月を「再犯防止啓発月間」と定めている。

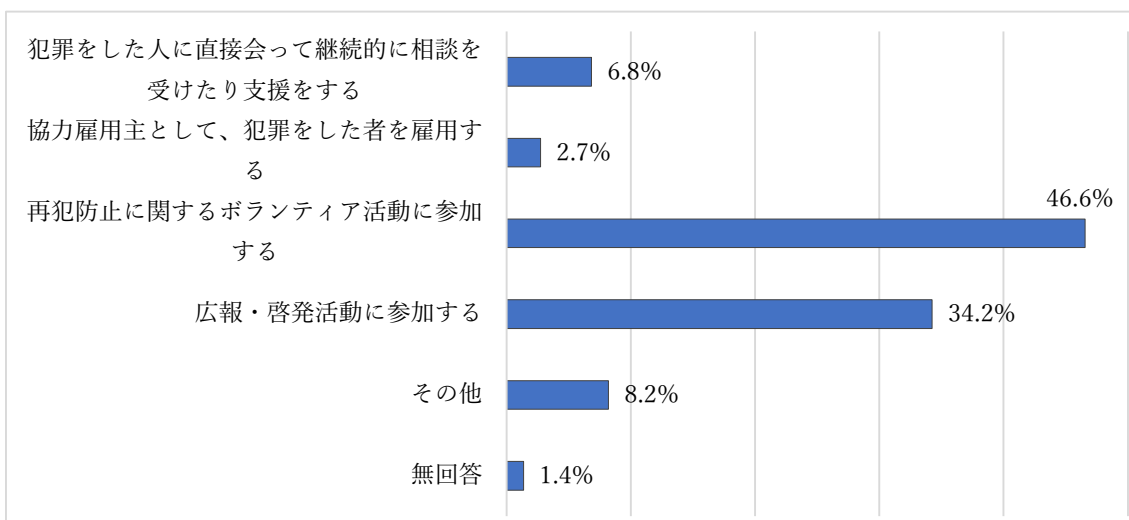
※BBS会…「Big Brothers and Sisters Movement」の略で、様々な問題を抱える少年に、友達や兄、姉のような身近な存在として接し、少年自身による課題解決や、健全な成長に向けた支援に取り組む青年ボランティア団体。

**問 2 1 あなたは、犯罪をした人の立ち直り支援に協力したいと思いますか。（該当するもの1つに○）**



- ▶ 「わからない」と回答している人が最も多くなっています。「協力したい」「どちらかといえば協力したい」と回答した人の割合は低くなっており、「協力したくない」「どちらかといえば協力したくない」と回答している人が多くなっています。

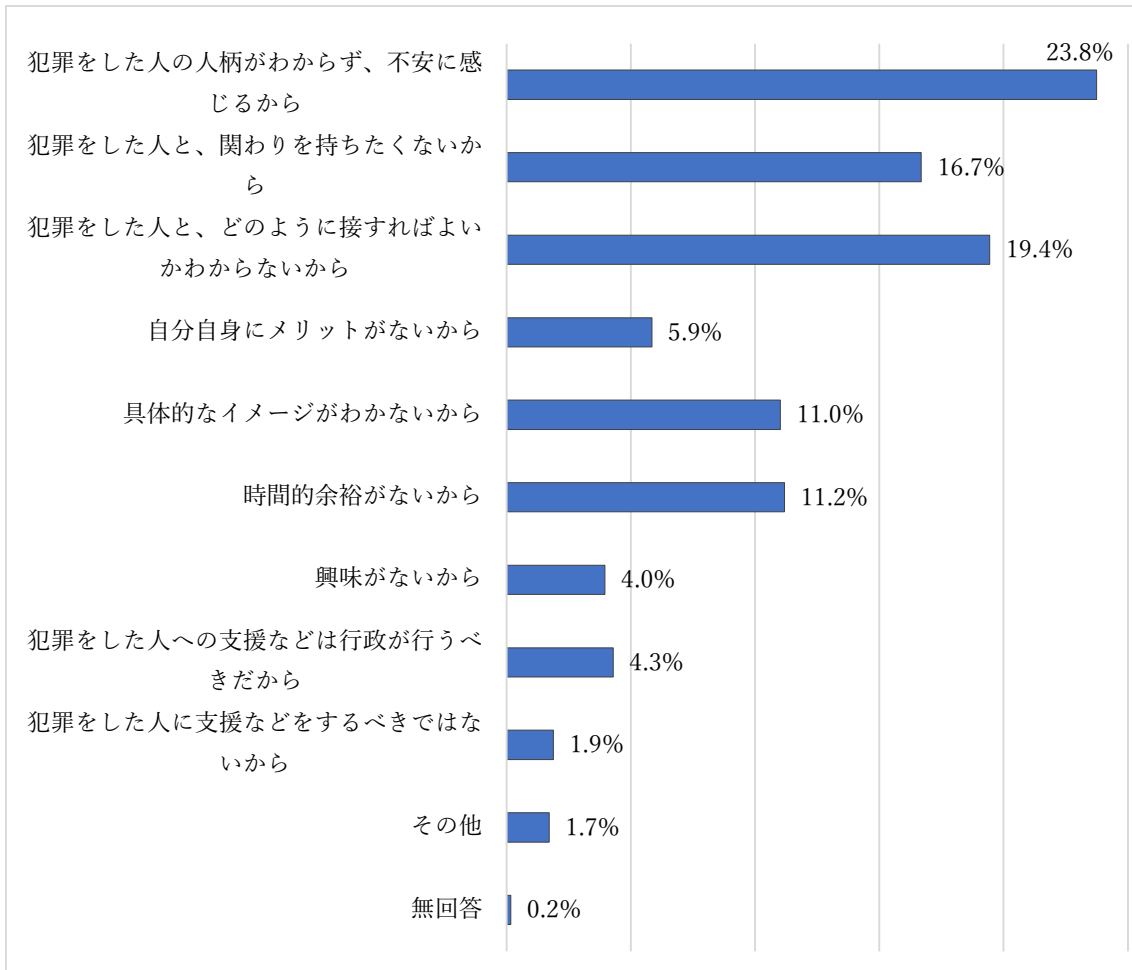
**問 2 1 - 1 どのような協力をしたいですか。（該当するものすべてに○）**  
**※問 2 0 で「協力したい」「どちらかといえば協力したい」と回答した方のみ対象**



- ▶ 「再犯防止に関するボランティア活動」が最も多くなっています。その他として、「イメージがわからない」「ハードルが高い」や「問題を抱えた人に接するのは難しい」といった不安を感じている回答がありました。

問21-2 協力したくない理由は何ですか。(該当するものすべてに○)

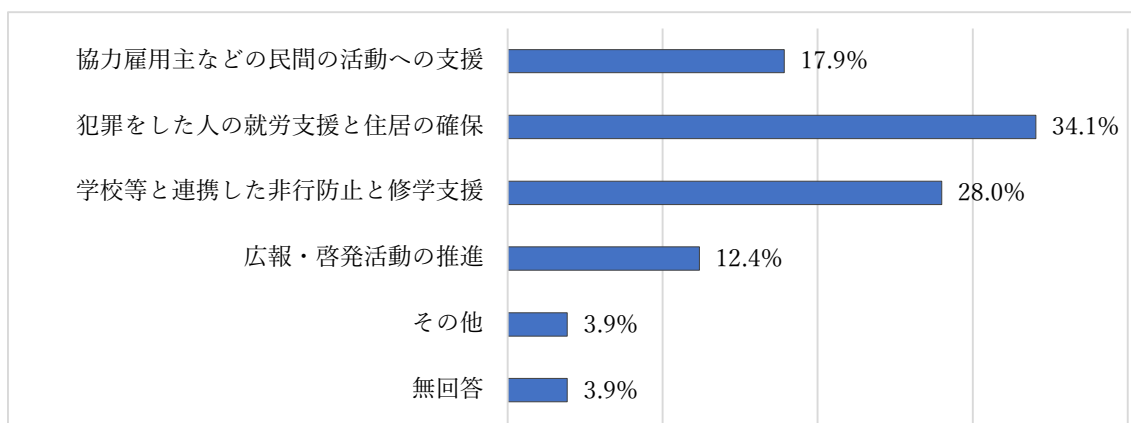
※問20で「どちらかというとなら協力したくない」「協力したくない」と回答した方のみ対象



▶「関わりを持ちたくない」「不安を感じる」「どのように接すればよいかわからない」といった不安や拒絶など、消極的な回答が多くなっています。

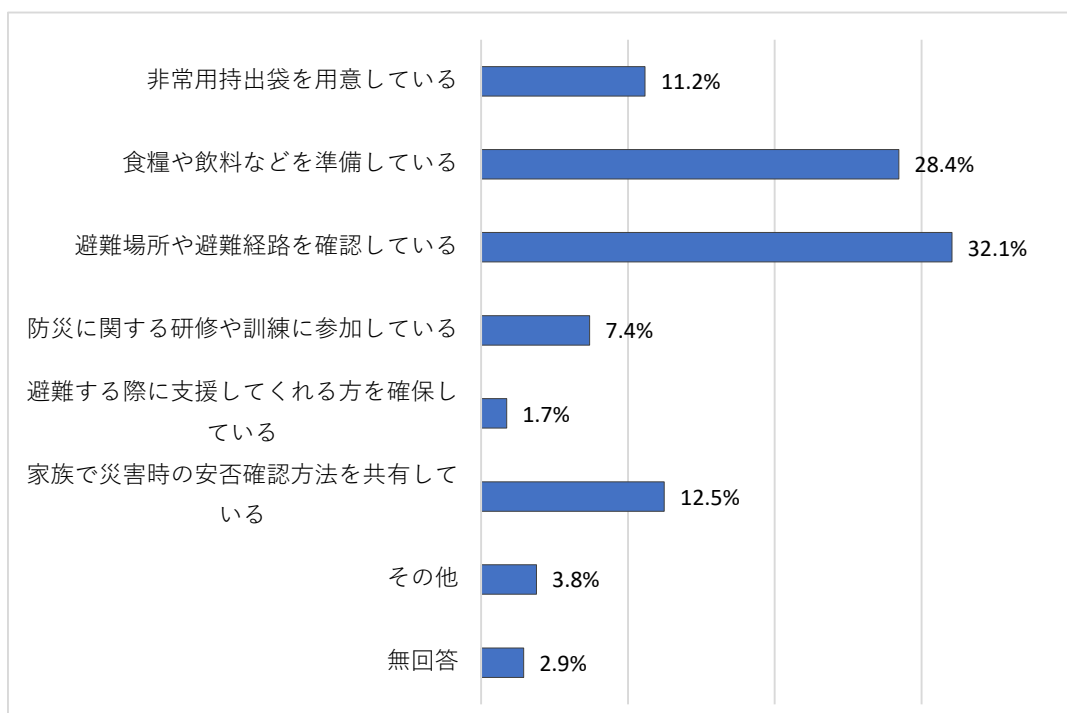
また、「保護司が殺害されたというニュース」「自分の身が危険」など回答も見受けられました。

**問 2 2 再犯防止のために、市はどのような取り組みを重視すべきだと思いますか。（該当するもの1つに○）**



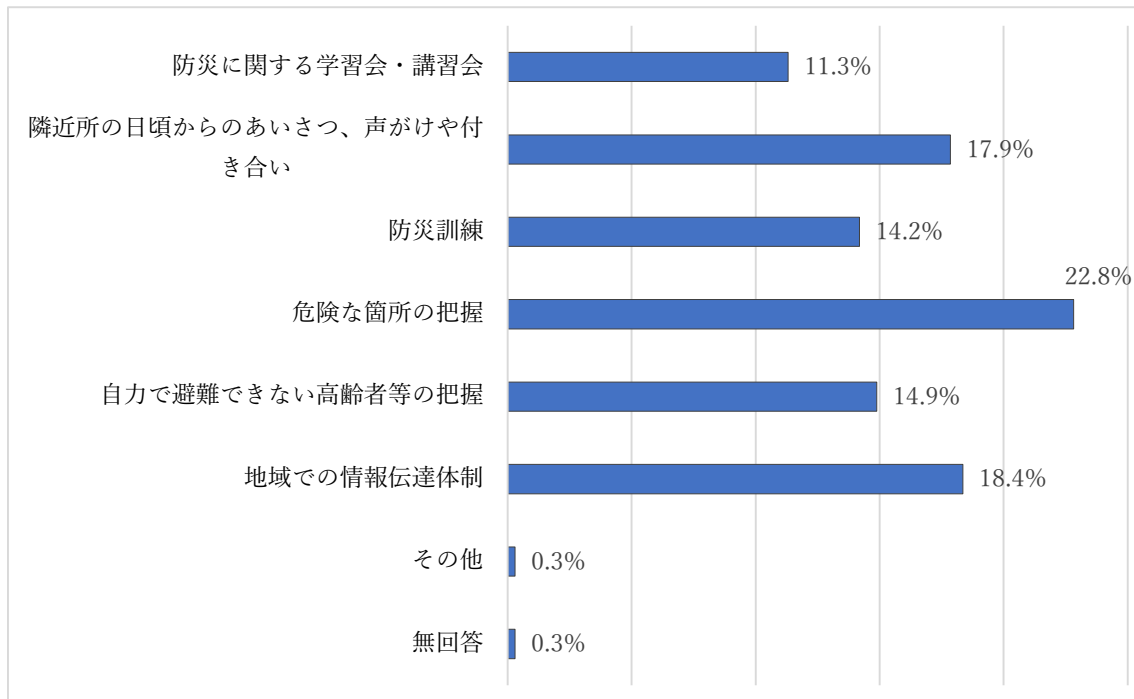
▶「就労支援や住居の確保」といった日常生活に係る取り組みを重視する回答が多くなっています。

**問 2 3 地震や水害などの大規模な災害に備えて、どのようなことを実践していますか。（該当するものすべてに○）**



▶半数以上の人々が、災害に備えた取り組みを実践しています。その他のほとんどが、「何もしていない」と回答しています。

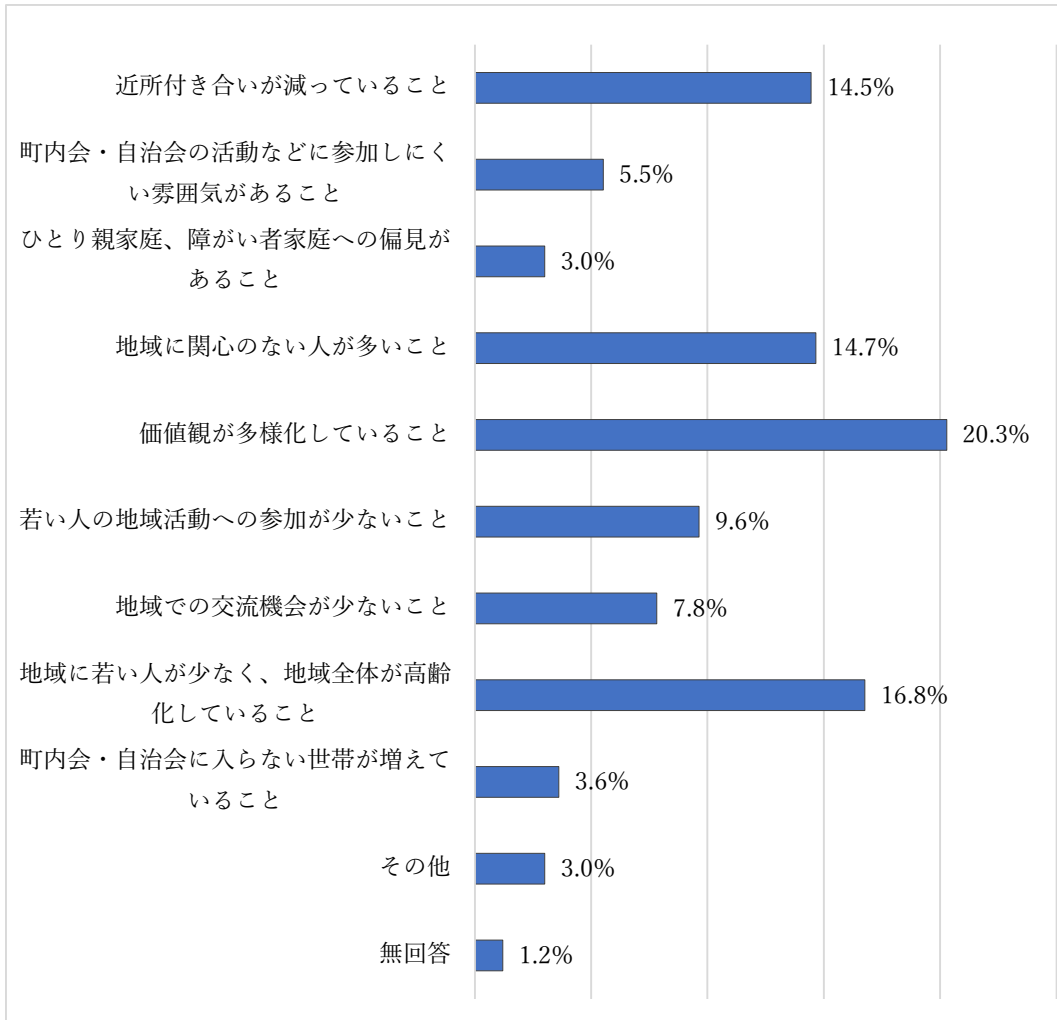
問24 あなたの地域での災害時の備えとして、どのようなことが重要だと思いますか。  
(該当するもの3つまで)



▶ 「危険な箇所の把握」が最も多くなっており、次いで「隣近所の日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」が重要と回答している人が多くなっています。

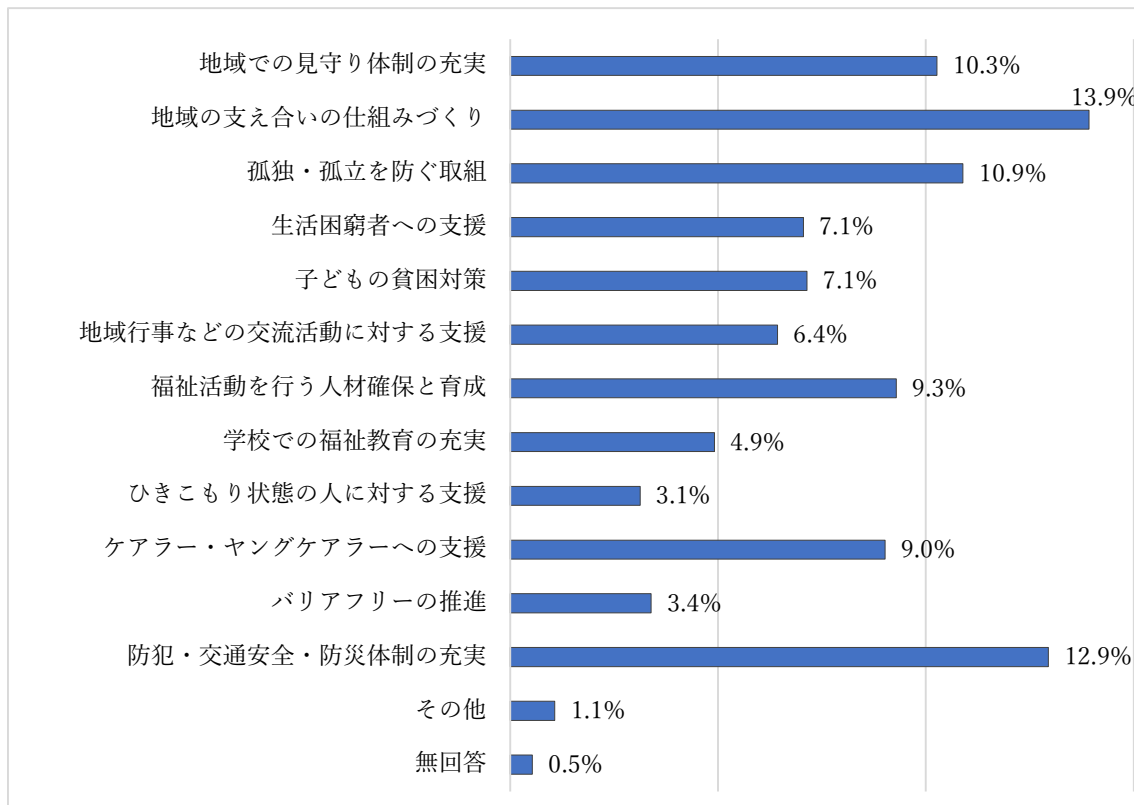
「防災訓練」や「防災に関する学習会・講習会」など、防災教育を重要に感じている人も多いようです。

**問25 住みよい地域社会を実現していくうえで課題となっていることは何ですか。(該当するもの3つまで○)**



▶「価値観が多様化していること」が最も多くなっており、次いで「地域に若い人が少なく、地域全体が高齢化していること」が課題と回答している人が多くなっています。また、「近所付き合いが減っていること」や「地域に関心のない人が多いこと」など、地域のつながりに関することを課題と感じている人も多いようです。

**問 2 6 地域福祉を進めていくために、市はどのようなことを優先して取り組む必要があると思いますか。（該当するもの3つまで○）**



▶「地域の支え合いの仕組みづくり」が最も高く、次いで「防犯・交通安全・防災体制の充実」が多くなっています。「孤独・孤立を防ぐ取組」や「生活困窮」「子どもの貧困」「ケアラー・ヤングケアラー」など、社会的な課題に対する取り組みについても求める声が多くなっています。

※ケアラー…こころや身体に不調があることにより介護や看護、日常生活上の世話や援助を必要とする家族や近親者、友人、その他身近な人に対し無償でケアする人のこと。

## 2 東根市地域福祉計画策定委員会設置要綱

### 東根市地域福祉計画策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 社会福祉法第107条に基づき、協働により地域福祉の総合的な推進を図る東根市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、東根市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に係る調査等に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健福祉関係者
- (2) 地域活動団体等関係者
- (3) 識見を有する者
- (4) 市民の代表

#### (委員長等)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長をおき、委員の中から互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は委員長が招集し、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、計画を市長に報告するまでの間とし、委員会は同日をもって解散するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月16日から施行する。

### 3 東根市地域福祉計画策定委員会委員名簿

※委嘱時の職名

No.	所属団体等	氏名
1	社会福祉法人東根市社会福祉協議会	黒沼 好和
2	東根市民生委員児童委員協議会	平澤 郁子
3	東根市身体障がい者福祉会	荒井 正利
4	東根市子どもクラブ育成連絡協議会	片桐 幸治
5	東根市区長協議会連合会	浦瀧 昇一
6	東根市老人クラブ連合会	武田 敏夫
7	社会福祉法人東根福祉会	滝口 武晴
8	東根市小中学校長会	結城 泰典
9	ボランティア団体「フラット」	元木 幸子
10	県家庭教育アドバイザー	笹原 英子
11	北村山地区保護司会東根分会	浅野目 幸一
12	まもらんぼ母親クラブ「こども食堂あうら」	細谷 由紀
13	福祉推進員	水上 由美子